

豊田市中心図書館蔵安倍季良撰『律呂（山鳥秘要抄）』翻刻校注（一）

明 木 茂 夫

はじめに

豊田市中心図書館のご厚意により、同館貴重本書庫所蔵の江戸期の雅楽関連書籍を調査する機会を得た。冊数にして二十一冊と多くはないものの、『多家秘書』全十冊・『人長舞曲秘譜録』・『多家』鳳笙譜』といった多家おほけ関連の貴重な写本が含まれている。さらに目を引いたのは書套題箋に『律呂』とある楽理書の抄本であった。早速各種書目で検索しても単に『律呂』の名を有する抄本は他に見当たらない。さらに調査を進めたところ、これは現在原本が非公開となっている京都方楽家・安倍家所蔵『山鳥秘要抄』の楽理部分の写本であることが分かってきた。以下本稿は、この豊田市中心図書館所蔵『律呂』、即ち『山鳥秘要抄』の翻刻および校注を試みんとするものである。本来日本音楽には門外漢である故の誤りも多
いと思われる。諸氏のご批評を乞う次第である。

解題

本書については太田正弘編『豊田市立図書館和装本目録』（豊田市立図書館一九九二）の国七「芸術」の三「音楽」（一）「雅楽」の項に、
（律呂）江戸末期写 天保七年 安倍季長より鷹司政通へ伝授の写 大一綴
とある。但し、安倍季長すゑなが（一三五八〜一四二二）だと天保七年（一八三六）とは時代が合わず、安倍季良すゑはる（一七七五〜一八五七）とすべきところ
であろう（本文の文字も季良と読める）。

271×196mm 四目綴し 題箋・内題なし

全六十四葉 半葉行数九行 請求番号 国7・311・9

本文、封面共に書名の記載はなく、近年作られたと思われる書套の題箋にのみ「律呂」とある。同『和装本目録』では書名が（ ）入りとなっているが、本来の抄本に書名表記がなかったため、後に書套と目録に補ったものであろう。但し、後述の写本には封面題箋に『律呂抄』の名を持つものがあるので、故なきことではないと思われる。

さて、安倍季良の他の著作とこの『律呂』とを比較した結果、本書は『山鳥秘要抄』と称する一連の抄本と内容を同じくすることが判明した。そうであるならば、本書も『山鳥秘要抄』と呼んで差し支えないところであるが、本稿ではこの豊田市中央図書館の『律呂』を底本としたので、敢えて『山鳥秘要抄』と『律呂』とを併記することとした。なお本書を底本としたのは、書写が丁寧で、諸本と比べて不足する条目もなく、補足部分・頭注・朱墨書き込み・小字書き込みが揃っており、また何より本書の地元の誇るべき郷土資料だからである。

本書の作られた事情については、序文に、

扱こそ律呂の道の心ろうべきはしぐを弁覧のたよりもと季資のためにしるしてあたえぬ。

とあり、また巻末の跋（和文）に、

鷹司殿下政通公此律呂の道をふかく御執心おはしまして考へさせ給ふに律の七声の事多年御不審あり。しかるに文政九年の秋八月、阿月問答といえる書「永仁年中円珠所写歟」大原に伝はりたるを、前普賢院大僧都宗淵より借請けて、やがて殿下の御覧に啓しければ：（中略）：多年の御不審をひらかれ感じ思食のあまり布三端を彼僧都に施入せよと賜はりければ：（中略）：扱此事ハ妙音院殿の奥儀なれば能く秘義して子孫に口伝せよと仰られたれば、かたぐし此一卷を注して季資に附属するものなり。

とある。また跋（漢文）には、

右一卷依有恩命入覽殿下鷹司殿之処、可奉備仙洞叡覧之旨有台命。…（中略）…不省愚昧之管見、偏存奉公之微忠、謹写一卷奉献納仙洞。とある。これによって、本書は時の関白鷹司政通に律呂の道を講じた際、鷹司政通からこの奥義を子孫に伝えるようにと勧められ、息子の安倍季資に楽理を説くために書かれたこと、さらに鷹司政通の計らいで本書が仙洞（上皇の御所）に献上されたことがうかがえる。

諸本紹介

『山鳥秘要抄』とそれに直接関連する主な抄本には次のようなものがある。

- 1、安倍家所蔵『山鳥秘要抄』 〓 安倍家原本
 - 2、彦根城博物館所蔵『山鳥秘要抄 律』 〓 彦根本
 - 3、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『山鳥秘要抄』 〓 京大本
 - 4、国会図書館所蔵『山鳥秘要抄』 〓 国会図書館本
 - 5、静嘉堂文庫所蔵『山鳥秘要抄』 〓 静嘉堂本
 - 6、東北大学附属図書館和算資料平山文庫所蔵『律呂抄』 〓 東北大本
 - 7、山井景昭氏所蔵本『楽律抄』 〓 山井家本
 - 8、東京藝術大学附属図書館所蔵『山鳥秘要録中律呂之論』 〓 藝大本
 - 9、西尾市岩瀬文庫所蔵『呂律反音事』 〓 岩瀬文庫本
- 以下それぞれについて簡単に解説を加える。

1、安倍家所蔵『山鳥秘要抄』 〓 安倍家原本

『国書総目録』等には記載があるものの、現在非公開となっている。その内容は安倍家現在の当主であられる安倍季昌すんま氏の著書『雅楽筆築 千年の秘伝』（たちはな出版二〇〇八）による以外に、今のところ知る術はない。これによれば、『山鳥秘要抄』は「安倍季良が古記や日記をまとめたもの」で、全体は「仁」「智」「礼」「義」「信」の五部からなり、全三十六冊であると言う。また安倍氏は同著において『山鳥秘要抄』の目録を掲げておられる。ちなみに安倍家原本は、山形県立博物館平成二十九年度プライム企画展「GAGAKU やまがたに息づく宮廷文化」において一度だけ展示されたことがある。

底本を含む他の諸抄本はいずれも六十数葉からなる一冊本であり、安倍家原本とは分量が大きく異なる。このことから、他の諸本はこの安倍家原本の内の楽理部分を抜き書きして編集したものだと考えられる。

2、彦根城博物館所蔵『山鳥秘要抄』井伊家文書典籍等161-2＝彦根本

現在の豊田市は、江戸時代は拵母藩の所在地であった。その第四代藩主内藤政成（一八〇二～一八六〇）は井伊直弼の実兄であり、文化九年（八一二）に内藤家の養子となり家督を継いで藩主となっている。底本が豊田市中心図書館に収蔵された経緯については現在調査中であるが、内藤正成が楽家に入門して雅楽の演奏をしばしば行うほどに雅楽に精通していたことを考え合わせれば、底本が内藤政成と直接に関係している可能性は高いと思われる（後の国会図書館本も参照）。ならば、内藤政成の実家である井伊家にも同じ『山鳥秘要抄』の抄本が伝わっていることは、決して偶然ではあるまい。両者は筆蹟も似ており、近い関係にあると思われる（安倍季良自身の手である可能性もあり）。

彦根城博物館所蔵の『山鳥秘要抄』は三冊あってそれぞれ、

『山鳥秘要抄 三呂調子』井伊家文書典籍等161-1

『山鳥秘要抄 律』井伊家文書典籍等161-2

『山鳥秘要抄 礼』井伊家文書典籍等163

である。この内、161-1の『三呂調子』は安倍季良の『十操記評註』と同一の内容である。ちなみに国会図書館所蔵の『十操記評註』と筆蹟がよく似ている。161-2の『律』は底本と同一の内容である。さらに163の『礼』は、識語に、

右御遊次第者、近日於宮中有宴遊…

文政六年二月五日

とあり、その本文の内容からしても、前掲の安倍季昌氏の著書の掲げる安倍家原本『山鳥秘要抄』目録の内の、「礼」の部の二「宮中管絃記 文政六年」に相当するものと考えられる。

さてこのように貴重な資料である彦根本であるが、残念なことに現在の状態では乱丁・落丁がある。底本と照らし合わせたところ、乱丁部分は全て葉単位の入れ違いとなっているので、書写の混乱などではなく、後の修理の際に綴じる順序を誤ったものであろう。落丁部分も葉単位で欠落している。これを整理するに、

底本第1葉～第25葉 彦根本に同じ

底本第26葉～第28葉 彦根本落丁（4「律七聲塩梅の二声名両説の事」の条の全て）

底本第29葉～第33葉 彦根本乱丁あるも欠落なし

底本第34葉～第64葉 彦根本に同じ

となつてゐる。4の「律七聲塩梅の二声名面説の事」が丸ごと抜けているわけだが、巻頭の目録には記載があるので、本来この条はあつたはずだと考えられる。

また彦根本の第53葉裏と第54葉表との間には紙片が挟み込まれており、

むかしはかやうに廿八調の事を、

と云前に白紙あるは、追て見出す

にしたがい書加べきのころ組也

と書かれてゐる。ここから、これ以降の条が後から追加されたものであり、本文とはある程度独立したものであつたことが想像できる（後の「目錄」の【注】を参照）。また彦根本の末尾には、

右一帖依当道御執心所奉授

彦根中将殿也

天保十三年八月廿六日

雅楽助季良

との識語がある。

3、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『山鳥秘要抄』（菊・サ・56）Ⅱ京大本

公家の今出川家の旧蔵書を収める京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵本である。その末尾の識語には、

此本安倍季良朝臣著述之。今度借請令書写者也

天保三年壬辰年黄鐘 権中納言（花押）

とある。天保三年は一八三二年。この時期に今出川家に於いて権中納言の位にあつた人物は、今出川公久（正三位権中納言）を措いて他に無い。生没年は文化三年（一八〇六）～天保七年（一八三六）である。琵琶を家業とする今出川家が京都方の楽家である安倍家と交流があつたのは確かであろう。この識語の書き方からして、今出川公久が安倍季良から直接借り受けた本を書写したものと考えられる。

京大本の特徴としては、朱墨による傍線や傍点のあること、第9葉表の頭注（墨）を欠くこと、第17葉表～第17葉裏・第54葉裏の朱墨書込を欠くこと、第61葉表以降の跋及び「かへしものうたの事」の条を欠くこと、付箋のような藍色の小紙片が少量の糊で要所要所に貼付けられている

こと、などが挙げられる。

4、国立国会図書館所蔵『山鳥秘要抄』(232・168) ≡ 国会図書館本

第1葉表に「游戲三昧院」の方印、「古川氏藏」の楕円印あり。「游戲三昧院」は亀島町の質商で蔵書家の大久保紫香(源兵衛、?～一九二六)の蔵書印である。さらに「明治三八・七・四・購求」の図書館印(帝国図書館か)がある。

さて国会図書館本には次のような識語がある。

以内藤撰津守政成朝臣之本令書写自加校合了

嘉永元年戊申六月(花押)

嘉永元年は一八四八年。これは注目すべき識語である。「内藤撰津守政成朝臣の本を以て書写せ令め、自ら校合を加へ了ぬ」と訓ずると思われる。この「内藤撰津守政成朝臣」とは、三河国挙母藩の第四代藩主内藤政成その人である。つまり国会図書館本は挙母藩主の所有する『山鳥秘要抄』を書写したものだと言ふことであり、その挙母藩とは正に現在の豊田市の前身なのである。これによって、『山鳥秘要抄』の主要な抄本が確かに挙母藩にあったことが確認できたとと言える。さらに、それが豊田市中心図書館の所蔵するこの底本そのものであった可能性も決して否定できまい。前述の彦根本と併せて、底本と直接に関連ある抄本であることに間違いはない。

また識語の後ろには紙片が貼り付けられており、

此耆冊者秘藏致候

品候間、他見御遠慮

可被下候

先達今昔物語借用

申候、暫中絶申候 又御願

申候 十一より被遣べく候也

と記されている。「秘藏」のため「他見」無用とことわりを入れている点に注目したい。

その他国会図書館本の特徴としては、朱墨による句読点・返り点、字句の修正があること、第9葉表・第15葉裏に底本と同様の頭注があること、第13葉裏に底本にない頭注があること、第17葉表～第17葉裏の朱墨書き込みを有すること、第54葉裏に底本と同様の朱墨書き込みがありその上部に

「角 嬰角」「反徵 角」「反宮」の小紙片の貼付があること、第61葉表以降の跋及び「かへしものうたの事」の条を有すること、などが挙げられる。

5、静嘉堂文庫所蔵『山鳥秘要抄』（144121-80 65）＝静嘉堂本

基本的に底本と同一の内容だが、諸本とやや異なる特徴を有する。目次の立て方について、底本やその他諸本では、

反音の事

（第29表～第38表）

本朝の書呂律を陽陰と用ひ来る説

（第39表～第46裏）

とあるところ、静嘉堂本では、

反音の事

（第29表～第38表）

付 本朝の書呂律を陽陰と用ひ来る説

（第39表～第46裏）

とあり、底本が「本朝の」を一つの条目と立てていたのに対して、静嘉堂本はこれを「反音の事」の条目に付属するものとして扱っている。本文中の第29葉表では「反音之事」の条目名の次に「付本朝伶倫呂律を陽陰と用ひ来る説」をやや小字で付す一方、第39葉表では「付」の文字は置かず「本朝呂律を陽陰と用ひ来る説」の条目名を大字で記しており、体裁は底本と同様に独立した条目となっている。

頭注については、底本第9葉表にある頭注を欠くも、第15葉裏の頭注を有する。第21葉裏には、

妙音院殿御流にて云ときハ如左。角変宮変徵、宮徵商羽。

との頭注があるが、これは底本では第22葉表にある本文の一部を頭注に移動させたものようである。それに続く本文の文言も底本とは異同がある。

底本

如此次第に生なり。其実は是同じ。只名の違ひばかりなり。

静嘉堂本

本体七声を云ときハ、前に注したることく嬰商より始て羽の位にて終わるべし。是をよくよく覚悟すべし。半呂半律のしらべと云も皆此道理也。能く考へ知べし。

さらに、第29葉表～第30葉裏の本文にも底本の文字と異同がある。

底本

これは同均なるのゆへなり。…(中略)…其羽調に反音することなり。

今世箏弾法むかしにかりて…(中略)…便覧のため左に図したり。

静嘉堂本

是は其信実をいふときは、同均なるのゆへなり。双調と平調とハ同均にハあらざれども、呂の調は箏琵琶皆中呂を宮として七声を次第に立たり。是即中呂均なり。扱平調はもとより中呂均の羽調なり。これによりて七声かわることなし。則宮より羽に反音することなり。今の世人これを知らず。なげかしきことにこそ。又近世は箏調めやうむかしにかりて律は五声に調めたり。かたゞ本意を失へり。古譜を見て能考べし。此事よく知べくハ図左に注したり。

朱墨書込については、底本第17葉表〜第17葉裏の朱墨書込を欠く一方、第54葉裏については上段のみ底本同様の朱墨書込があり、下段は空白となっている。上段の最後には底本にない「自余准之可知」の一文がある。また京大本同様、第61葉表以降の跋及び「かへしものうたの事」の条を欠く。識語はない。

残念ながら静嘉堂本には乱丁があるので、注意を要する。整理すると以下のようになる。

底本第1葉〜第41葉 静嘉堂本に同じ

底本第42葉〜第43葉 静嘉堂本の第44葉〜第45葉に相当

底本第44葉〜第45葉 静嘉堂本の第42葉〜第43葉に相当

底本第46葉〜第60葉 静嘉堂本に同じ

但しいずれも葉単位の乱丁であり、落丁はない。後の修理の際に綴じる順序を誤ったものであろう。

6、東北大学附属図書館和讃史料平山文庫所蔵『律呂抄』平山文庫 MA600 = 東北大本

封面題箋に『律呂抄』とあり。但し底本同様本文には書名の記載は見えない。本書は、本文はもとより頭注や朱墨書き込みや傍書、さらには笛図や図表に至るまで底本と筆蹟が酷似している。恐らくは透写し(影写)によるものだと思う。底本との主な異同は、

第31葉表の黄鐘調・下無調の音階図中「太簇」の左、底本が誤って「羽」としているのに対し東北大本は「嬰羽」となっていること
 第34葉裏の「返音輪転図」の外円周部十時の方向に、底本には欠けている盤渉調の「盤」の字が書かれていること

第38葉表の「熒惑」の「熒」の異体字、底本が誤って「火」の部分で「大」と作っているのに対し、東北大本は「火」となっていること

第52葉裏、底本では「変宮」の下の律呂が空欄になっているのに対し、東北大本には「夾鍾」とあること

第58葉裏、「真実におきてハ」の「お」が底本では「か」に近い字体になっているのに対して、東北大本は一度「か」と書いた後「お」に修正した跡が見えること

の五箇所である。透写しを行った後で元の本になかった字を書き加えたものであったならば、東北大本の方が写しということになり、透写しの際に書き落としたものであるならば、豊田図書館の方が写しということなるが、現在のところいずれとも判別しがたい。いずれにせよわざわざ透写しを行った本があるということは、それだけの権威ある原本が存在したということであり、それは安倍家原本或いはそれに近い抄本だったのである。案ずるに、東北大本が一旦「か」と書いた後で「お」に修正していることを踏まえれば、東北大本の方が写しである可能性が高いように思われる。

7、山井景昭氏所蔵本『楽律抄』＝山井家本

本抄本は実物を見ることは難しく、未見である。その概要は平出久雄編「山井景昭氏雅楽蔵書目録（下）」（東洋音楽研究12・13 一九五四）によって知る事ができる。同目録（上）「凡例」には、

一、本日録ハ宮内省楽家京都方山井家ノ庶流^{カケアキ}デ笛ヲ家業トサレル山井景昭氏ノ蔵本ノ一部を整理シタ結果ノ一端ヲ示シタモノデアル。：（以下略）

二、山井景昭氏ノ蔵本ハ氏ノ祖父ニ当ル幕末カラ明治ニカケテノ笛ノ大家山井景順氏ガ多年ニ涉リ苦心シテ蒐集セラレタモノデ、：（中略）
 ；特ニ各種ノ系譜・笛古譜・楽律書等ノ写本ハ特記ニ値スル文献デアル。：（中略）；古譜ヤ系譜ノ謄写又ハ系譜ノ編集ノ如キ無味乾燥ナ仕事を血腥イ明治維新ノ前後ニ超然トシテ行ツテキルガ、真ニ楽道精神ニ徹シタ人デナケレバ採リ得ヌタイドデアル。：（以下略）
 とある。山井家本は正にこの内の「楽律書の写本」に相当しよう。さらに同目録は山井家本について次のように述べている。

美濃雁皮紙本6・5×9・1 楽律ニ関スル論考ヲ記ス。本書ハ季良ノ名著山鳥秘要抄三十六卷ノ内。子季資ノタメニ著ハサル。天保一・六・九光格上皇ノ勸覧ヲ蒙リシ由ノ天保七・五・五ノ奥書アリ。序文ニ重代ノ楽家タル者ハ楽律ノ本源ヲ知り芸道ノ骨法ヲ得ヨト説キ、身命ヲ賭シ家業ヲ練磨スルハ忠孝ノ道ト心得、余力アラバ楽律ニ及ベト示ス。文政十三・八月ノ著。

そしてその目次を次のように記す。

- (1) 古律新律之事
 - (2) 律呂名儀両様ニ覚悟スベキ事(六律六呂・律音呂音)
 - (3) 半呂半律ノ調トイフ事
 - (4) 律七声於塩梅ニ変名両説アル事
 - (5) 反音ノ事
 - (6) 本朝ノ書呂律ヲ陽陰ト用ヒ来ル説
 - (7) 唐燕楽ニ八調略図
 - (8) 今伝来ノ調子根源ノ事
 - (9) 本朝ノ楽書ムカシハ廿八調ノ儀所見ノ事
- (卷末ニ) カヘシモノ、ウタノ事

一見して明らかかなように、各条目とも底本と同一である。(2)の「律呂名儀両様ニ覚悟スベキ事」の下に(六律六呂・律音呂音)とあるのは、底本の02「律呂名儀両様に覚悟すべき事」の内の第一「六律六呂の事」と第二「本朝音曲楽曲のうへは律音呂音と云事」とに対応している。さらに、国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」は山井家本について、

成立年 嘉永五

国書所在 【写】山井景昭(明治写)

と記す。嘉永五年(一八五二)という成立年が何を示すかは同目録からははっきりしないが、国会図書館本の識語にある年代が嘉永元年(一八四八)であったことを考え合わせるに、これに近い嘉永五年に書写された抄本が山井家本の底本であったことが考えられる。さらに、右のデータベースには「明治写」との記述がある。山井景昭の生没年は明治二十七年(一八九四)～昭和二十年(一九四五)である。ならば、書写が仮に明治末年であったとしても、景昭はまだ十八歳である。嘉永五年の本を明治期に書写したのだとすれば、書写は景昭の上の世代の人だったのかも知れない。

ここで特に興味深いのは、同目録が「天保二・六・九光格上皇ノ叡覧ヲ蒙リシ由ノ天保七・五・五ノ奥書アリ」と述べていることである。ここで言う天保七年五月五日の奥書とは、正に底本の跋(漢文)に相当する。『山鳥秘要抄』が仙洞に献上され叡覧を得たことは既に触れた。しかし「光格上皇」の名は底本を含め諸本に一切登場しない。山井家本の奥書によって光格上皇の仙洞叡覧を得たことが確認できるのである。ちなみに光

格天皇の生没年は明和八年（一七七二）～天保十一年（一八四〇）、在位期間は安永八年（一七七九）～文化十四年（一八一七）で、天保二年（一八三一）には確かに上皇であった。

8、東京藝術大学附属図書館所蔵『山鳥秘要録中律呂之論』請求番号I-372＝藝大本

本書は『龍笛吹艶論』と合冊となっており、『龍笛吹艶論』が前半に、『山鳥秘要録中律呂之論』が後半に、それぞれ置かれている。封面題箋に「季良朝臣律呂之論」とあり、本文冒頭一葉表には「季良朝臣 山鳥秘要録中律呂之論」とある。

今、藝大本の本文を底本と比較するに、藝大本は基本的に底本の01「古律新律之事」から07「唐燕楽二十八調略図」までを抜粋したものになっている。08「伝来の調子根源の事」以降12「かへしものうたの事」に至る部分は含まれていない。但し、途中四箇所ほどに、底本にも、他の諸本にも見えないテキストが挿入されている。恐らく、藝大本は『山鳥秘要録』一冊本からさらに抜き書きして再編集した本なのであろう。

本文末尾の第20葉裏～21葉表には識語があり、その文言は以下の如くである。

安政五歳次戊午十二月写（花押）

時元治改元甲子歳八月中旬於洛東知恩院塔頭浩徳院遂書写之功訖

尾張微臣 青木齋宮（花押）

安政五年は一八五八年、十二月は一八五九年。文久四年・元治元年は一八六四年。ここに見える尾張微臣青木齋宮とは明治初期の司法官で蔵書家の青木信寅のことである。

9、西尾市岩瀬文庫所蔵『呂律反音事』請求番号146・133＝岩瀬文庫本

全六葉の比較的薄い抄本であり、基本的に底本諸本の3「半呂半律の調といふ事」の条を抜粋し、これにオリジナルのテキストと音階表を加えた再編集本だと言える。また抜粋された本文には、底本・諸本とは順序を入れ替えた部分がある。

岩瀬文庫本の特徴である音階の表を、底本の第三十葉表から始まる音階の表と比較するに、岩瀬文庫本の表は底本の表を別の形式で示したものと見て差し支えない。岩瀬文庫本は、特に「反音」という理解の難しい転調論に特化しつつ、オリジナルのテキストと図とを補足することで、これを簡明に説明しようとする意図で編集されたものだと考えられよう。

岩瀬文庫本には次のような識語がある。

識語

右呂律反音図雖為管見之至愚得

所覃為弁覽注之以示子孫而已

天保二年正月廿一日 玄蕃権助安倍季良

これについて「西尾市岩瀬文庫／古典籍書誌データベース」は、

筆蹟より見て鷹司政通書写本か。

「殿下」は書写者の鷹司政通か。

と述べる。また内題部分には印があり、これについて同データベースは、

印記「楊梅公府図書」（鷹司家）

と述べる。このことからすればこの岩瀬文庫本は、撰者の安倍季良と、彼と近い関係にある関白鷹司政通とに直接関わりの深い書物であると考えられる。

右に挙げた諸本以外に、筆者未見ながら勝林院・金刀比羅宮・米国議会図書館にも同様の抄本が所蔵されている。また関係諸本の詳細については拙稿「豊田中央図書館蔵安倍季良撰抄本『律呂』について——解題及び『山鳥秘要抄』諸伝本との比較——」（武内恵美子編『近世日本と楽の諸相』京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター二〇一九）を参照されたい。また藝大本と岩瀬文庫本については、拙稿「東京藝術大学附属図書館蔵『山鳥秘要録中律呂之論』——解題と翻刻——」（『文化科学研究』Vol.30 中京大学文化科学研究二〇一九）、拙稿「西尾市岩瀬文庫所蔵江戸期抄本『呂律反音事』——翻刻と考察——」（『中京大学図書館学紀要』第39号二〇一九）をそれぞれ参照されたい。

※本稿は平成三十年度科学研究費補助金基盤研究（C）「南宋の文人歌曲創作論における転調理論の研究」（18K00149）の研究成果である。

※貴重な資料の閲覧をご許可下さった各所蔵機関にこの場を借りて感謝申し上げます。特に底本の画像化や調査等にご協力いただいた豊田中央図書館及び同市図書館管理課・文化財課・郷土資料館・市史編纂室・教育政策課の関係各位にもお礼申し上げます。また貴重なご教示を賜った本学部の小高道子氏、東京学芸大学の遠藤徹氏、京都市立芸術大学の武内恵美子氏、奈良県教育委員会事務局文化財保存課の山田淳平氏にも、この場を借りて篤くお礼申し上げます。

翻刻・校注

凡例

- ・原則として常用字体を用いた。但し、一部底本の表記に従ったものもある。例えば「聲」と「声（異体字）」は一定の使い分けをしている可能性もあるようなので底本の表記に従った。また「一越調」「壹越調」は「壹越調」とするなど、調子の名前も表記を統一した部分がある。
- ・底本文に無い句読点、濁点・半濁点を補う。
- ・底本の朱墨部分は太字を以て表記した。
- ・「ㄱ」は「こと」とするなど、合略字は仮名に起こして表記した。
- ・「々」「ゝ」「ゝ」「く」等のおどり字は原則として底本に従うが、句読点を跨ぐ場合など一部本来の文字に改めた箇所がある（例えば「宮生徴、ゝ生商」↓「宮生徴、徴生商」）。
- ・割り注（もしくはそれに準ずる注）は「」内に収めた。上欄の頭注は本文上方に置いた。
- ・翻刻本文の改行は底本の改行位置に従った。但し割注が次の行に跨がる場合はこの限りではない。
- ・底本の頁の切れ目を「」を以て示した。
- ・底本の文字を翻刻に於いて改めた箇所については【校記】で説明を加えた。
- ・傍書はできる限り原本に近い形で記した。但し小字の傍書、もしくはいわゆる「見せ消ち」によって本文の誤字を修正している箇所については、本文の誤りを修正し、傍書や見せ消ちは省略した上で【校記】にその旨を記した。
- ・本文の文字の右に添えた※は後に【校記】が、○は後に【注】があることをそれぞれ示す。

序 (第1葉表～第3葉表)

夫律呂の道は其源遠く天地の自

然の理よりいで、すなはち天生にして

人造に由にあらず。さればよく弁まへ

知る事まことに難きことにぞおほへ

侍る。しかしながら重代の家に生れ此

道をもて奉公するもの其本源をしら

ざれば芸道の骨法ある人のさかひに

入てたうげをこえたるともまことの

神妙のさかひには至べからず。季尚朝臣

の遺訓云、息籠之法有或令息滿腰

滿臍。然畢竟息籠有習而無習、唯

可以氣為主。氣滿体則息自実、其

於管氣至則息自至每指息滿而

覺当触指頭。如此則声響自可華麗。

然其華麗者未免声音用力不可謂

善ノ善者。唯至此関而後初可窺律声

根源耳。又故人の文に道をたうとぶ

には心をうるはしくつかふるにありとなり。」

ことに律呂と申は天つちの声なればかへ

すぐもよろしきすじにありたきぞかし。

よからんすじに心ざしあればけがれたる声

のあらはれぬると心をうべし。篳篥吹こと
ハ篳裘^{*}の業なれば身命をなげうちて

これを学び、三伏の夏の日玄冬の冬の夜
なくおきふしにわするひまなく稽古ある

べし。神楽以下楽曲の至るまで夫々のふり
骨法をかながへ、たとへば人の常にしらぬ曲

なりとも力の及ぶほどは修練すべし。

これぞ忠節孝行の誠の道と心うべし。

其余力にハ律呂の本源を考べし。扱こそ

律呂の道の心ろうべきはしぐを弁覧の

たよりにもと季資のためにしるしてあ

たえぬ。この浅き流の末をくみてなを

溯源のふかきをたづぬハ、德音おのづから

そなわりて先祖のこゝろもかなふべき

ことにこそ。」

文政十三年。

あき八月これを

かきつけ侍ぬ

玄蕃権助季良

【校記】

※こえたるとも 底本「と」を小字傍書とするが、今諸本に従い「こえたるとも」とする。

※箕裘 底本・諸本「裘」を竹冠に求の異体字に作るも今改める。

※心ろうべき 底本・諸本「心えべき」に作るも、国会図書館本が朱墨の小字傍書にて「う」と修正するのに従い、今「心うべき」に改める。

【注】

○季尚朝臣の遺訓 安倍季尚撰『楽家録』を言う。『楽家録』卷之十一 第四五「息籠之法」に次のようにある。

又息籠之法有或令息滿腰滿臍。然畢竟息籠有習而無習、唯可以氣為主。氣滿体則息自実、其於管氣至則每指息滿而声響自可華麗。然其華麗有於声音用力未可謂善善者。唯至此関而後初可窺律声根源耳。

○箕裘 『礼記』「学記」に「良治之子、必学為裘、良弓之子、必学為箕」(良治の子、必ず裘^{かはらも}を為す^なを学び、良弓の子、必ず箕^みを為す^なを学ぶ)とある。先祖伝来の家業を受け継ぐことを言う。

○季資 安倍季資^{よすけ}(一八一三〜一八六八)。安倍季良の息子、天王寺の楽家林家から安倍家の養子となった。

○文政十三年 一八三〇年

【参考文献】

『楽家録』安倍季尚撰(復刻日本古典全集 現代思潮新社二〇〇七)

（目録）（第4葉表～第4葉裏）

- 1、古律新律之事
 - 2、律呂名儀両様に覚悟すべき事
 - 2-1、第一六律六呂の事
 - 2-2、第二本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事
 - 3、半呂半律の調といふ事
 - 4、律七聲於塩梅二声名両説ある事^{*}
 - 5、反音の事^{*}
 - 6、本朝^{*}の書呂律を陽陰と用ひ来る説^{*}
 - 7、唐燕楽二一八調略図
 - 8、伝来^{*}の調子根元の事
 - 9、本朝の楽書むかしは廿八調の儀所見の事
-
- （目録補足）
- 10、跋一（むかしはかやうに廿八調の事を）
 - 11、跋二（右一卷依有恩命入覽殿下鷹司殿之処）
 - 12、かへしものうたの事

【校記】

※原文には条目の番号はないが、便宜上1～12の番号を付した。2「律呂名儀両様に覚悟すべき事」は「第一六律六呂の事」「第二本朝音曲のうへにて律音呂音と云事」に分かれているのでそれぞれ2-1、2-2とした。

※律七聲於塩梅二声名両説ある事 後の本文内の題目は「律七聲塩梅の二声名両説之事」となっている。

※反音の事 後の本文内の題目は「反音之事」となっている。

※本朝の書呂律を陽陰と用ひ来る説 後の本文内の題目は「本朝呂律を陽陰と用ひ来説」となっている。

※伝来の調子根元の事 後の本文内の題目は「今伝来調子根元之事」となっている。

【注】

○目録補足 「むかしはかやうに廿八の事を」（和文）、「右一卷依有恩命入覽殿下鷹司殿之処」（漢文）、「かへしものうたの事」（和文）の各条は、いずれも巻頭目録にその記載が無い。今それぞれ仮に10「跋一」、11「跋二」、12「かへしものうたの事」の番号と題目を付して目録に補足する。なお、

底本・彦根本・国会図書館本・東北大本は10・11・12を有す。

京大本・静嘉堂本は10のみ有し、11・12を欠く。

藝大本・岩瀬文庫本はそもそも抜き書きであるため10・11・12を全て欠く。

ちなみに彦根本の10「跋一」の前には、

むかしはかやうに廿八調の事を、

と云前に白紙あるは、追て見出す

にしたがい書加べきのころ組也

と書かれた紙片が挟み込まれている。してみればこれらの条は後から追加されたものである可能性が考えられる。

1 古律新律の事（第5葉表～第12葉裏）

三五要録云、今案古律太簇新律

黄鐘、其声同。中横笛六孔、是即今

沙陀調音也。

西園寺太政大臣実兼公阿月問答云、「取要本云弘安十八四」

新古兩律不同之事、具被載類聚、樂録。

件書知是院入道関白被撰之。彼禪閣

妙音院御祖父也。於箏御師也。律法有」

新古兩儀之不同。古律謂之雅樂律、唐

玄宗代天宝十二年以前所用之律也。

新律謂之燕樂律、肅宗代所改制*

之律也。新律高於古律二均、古太簇

今黄鐘、共当横笛六孔。

冊府元龜云、天宝十三載七月十四日改

諸樂名云云*

沈存中筆談云、外国之聲前世自別

為四夷樂、自唐天宝十三載始詔」

法曲与胡部合奏。自此樂奏全失古法、

以先王之樂為雅樂、前世新声為清

樂、合胡部者為宴樂。古詩皆詠之

然後以声依詠以曲謂之協律。

私云、本朝又此法を用ひらる。則神樂は

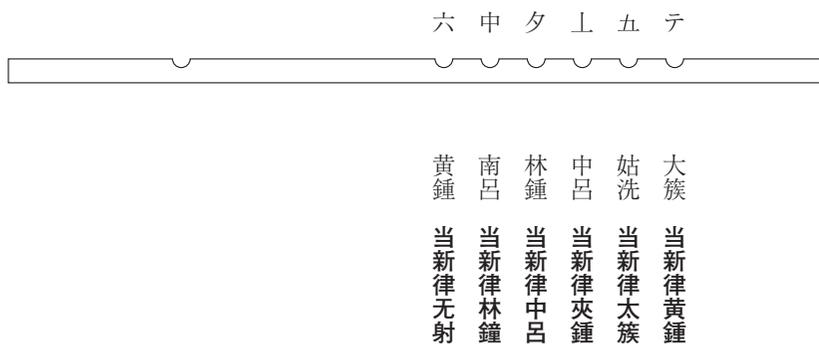
雅樂正声にして祭祀に用らる。依之用
雅樂律。

唐樂は節会以下宴儀に用ひらる。依之
用燕樂律。」

雅樂式曰、凡諸樂横笛師等不解和笛不得
任用。

新律高於古律二均図

古律
太笛



新律
横笛



体源抄「太笛条」橘元輔云石清水臨時祭明朝ニハ
太笛ヲ平調ニ吹テ山城ヲ歌テ退出ルナリト云云

私云これは古律をもて書たるなり

今世人いたく知らぬ事なり

又曰^上樂ノ品マチ／＼ニワカレタリ。今ノ神樂何ノ

樂流ゾヤ。答、漢家ノ法ヲ案ズルニ歴代ノ正

声ヲモテ雅樂トシテ祭祀已下ニ用ユ。古樂

西胡ノ樂ヲ号ス。別国ノ風俗ヲ備フ。今關ノ

神樂ハ本朝開闢ノソノカミ、天照大神之御事」

ヨリ起レリ。本朝ノ樂、神樂ヨリ先ダテタルハナ

シ。是正声為雅樂、漢家ノ樂ヲ奏セシム、

別国ノ風俗ニ擬スベキ歟。

私云、此事は大嘗会にて其事分明なり。

大嘗会卯日奏国風四成これをむかしより

神樂哥と謂て則神樂の根に作之。

辰日巳日風俗は樂曲を作なり。是賜宴羣

臣儀なり。これにて雅曲燕樂の事可知之。」

北山抄大嘗会卯日「取要」御大嘗宮御悠紀

正殿、先国栖奏古風五成、次悠紀国奏国風

四成。「其声似神哥遲。主基丹後国、奏早哥云々」

辰日国司率風俗歌人等、入自儀鸞門、且歌

參入「儀式云、国司立前、次音声人、次歌女、次男。天慶記、前男廿人、後女廿人、樂人在最後」

風俗トモ又国風ト云コ
ト。
著聞集久安三年十一月
卅日、院にて舍利講行
なハレけり。中畧。大
納言伊通卿朗詠せられ

けり。右衛門督公教季兼朝臣今様をうたふ。中略。左大将多近方に命じて国風をうたはせられけり。

奏風俗歌舞。〔式云、舞人八人為列、所司奏樂〕

台記云、康治元年十一月十八日申招伶人令奏

悠記主基新作舞樂。〔舞人樂人布衣烏帽〕云云

十六日辰、知行光房來宿所云撰政仰云節会〕

可被始之。次悠記国司率風俗歌人等〔風俗者新詠哥也。以

其哥之心、新造樂也。依樂又作舞、近代不弁歌曲、不知歌心、猥

作樂成舞、自茲五音不諧。行事宮内御経時後朝臣、風俗所音

声人、并歌女、樂人兼相從〕發參音声〔盤涉調曲破吹物〕參入鼻自龍尾道

東階立庭中〔駈道東〕立定止声次吹盤涉調子

舞人十人〔小忌垂纓淺沓〕進出当御所間分立東西〔東五人、西五人、

立定止声〕次奏破舞、次奏急同舞〔急間有居舞乎、公卿座有興之由

被沙汰〕次急曲止更又次同急舞人退出。

主基令奏風俗舞樂、同悠記儀〔盤涉調曲也。雖右奏左舞〕

江家次第云卯日御悠記殿〕

悠記国奏国風四成〔其声似神哥遲主基奏早歌〕

辰日国司奏風俗云々

私云、かやうに古律新律の事は心得て祭

祀にハ古律、宴儀にハ新律を用る事なり。

最新律とていやしめる事あらず。只

本朝の国風と唐樂との差別なり。唐樂

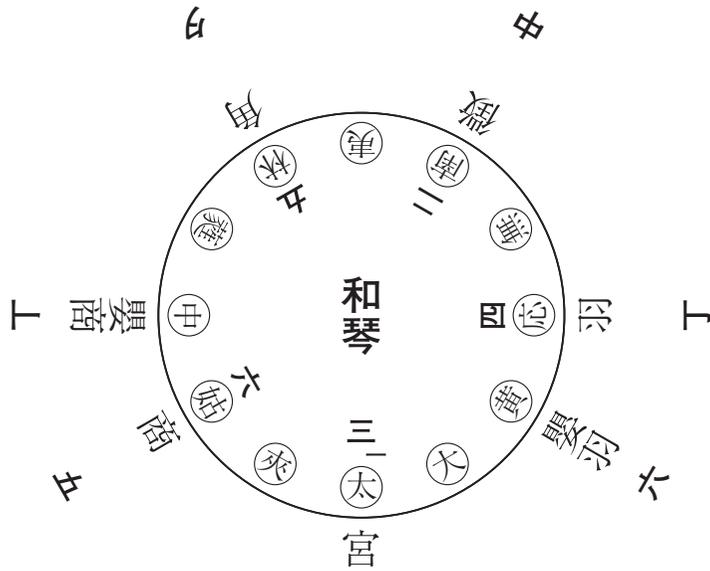
の中に彼国の雅樂あり、燕樂あり、又胡

部あり、其余新羅百濟高麗勃海伎

樂吳樂度羅樂林邑等雜樂に至るまで〕

すべて雅楽寮にこれを掌どる。又
本朝の雅曲正舞は謂に及はず、雅楽寮の
職掌なり。又本朝の楽曲の中にも雅曲と雑
曲との品あるべし。其事枚挙にあたはず。

神樂七聲[※] 古律平調 律 「以大笛注之



大笛テ

新律当黄鍾
篳篥六穴

右新律をもてこれをいふときは如左

宮 黄鍾 箏笛和 三二一
六テ

商 大簇 箏笛和 四五六

嬰商 夾鍾 箏笛和 一上〇

角 中呂 箏笛和 上夕五

徵 林鍾 箏笛和 丁中二

羽 南呂 箏笛和 ユ丁四

嬰羽 無射 箏笛和 九六〇

一 和琴ハ五声にしらべ箏笛箏ハ七声に吹。

一 唱哥羽音を不唱、嬰羽を唱。箏笛箏。

一 これに随ひ嬰羽を吹。和琴ハ羽音を弾。

一 唱哥嬰羽を勿。由の時箏笛羽音を吹こと

当流の口決、殊に秘技の殊なり。

一 律七声の外に蕤賓「古律夷則」の音あり。是は

呂の音なり、変徵なり。但神樂は唯律に

して、呂音をまじへたるものなり。

私案、大箏古譜羽音を吹ことあり。今

不吹之。随哥節嬰羽を勿て吹之。

【校記】

※改制 国会図書館本「改製」に作る。

※諸楽名 底本及び諸本「請楽名」に作るも『冊府元龜』に従い今「諸楽名」に改める。

※式云 底本及び諸本「或云」に作るも『北山抄』に従い今「式云」に改める。

※神楽七聲図(円図内「三」) 円図内六時方向、和琴の絃を示す朱墨の「三」、底本諸本いずれも「三」のみとするも、国会図書館本「三」の右下に「一脱乎」の朱墨小字傍書あり。今「一」を補う。詳細は以下の注を参照。

※吹こと(二箇所) 底本・国会図書館本・東北大本「吹も」に作り、彦根本・京大本・静嘉堂本「吹こと」(「こと」は合略字)に作る。今「吹こと」に従う。

【注】

○三五要録云 藤原師長撰『三五要録』巻六、「沙陀調曲」[琵琶及調彈之]に次のようにある。

今案古律太簇新律黄鐘、其声同。中横笛六孔、是即今沙陀調音也。彼波与沙一字誤歟。琵琶及調彈之。

○阿月問答 ここで言う「阿月問答」は『音律事「阿月注進 西園寺殿難破」を言う。その「一 円内不審事」の条に次のようにある。

新古両律不同之事、具被載類聚樂録。件書知是院入道関白被撰之。彼禪閣妙音院御祖父也。於箏御師也。且件類聚樂六、妙音院御作之箏并琵琶譜目六被用。阿月今称彼御流既違御説如何。

律法有新古両儀之不同。古律謂之雅樂律、唐玄宗代、天寶十二年以前所用之律也。新律謂之燕樂律、肅宗代所改制之律也。新律高於古律二均、古太簇今黄鐘、共当横笛六孔。如今凶者、以乙音宛之旨、既非私調。三五要録文引而載左矣。

○妙音院殿 妙音院大政大臣藤原師長(一一三八〜一一九二)を言う。212「本朝音曲樂曲のうへにて律音呂音と云事」及び4「律七聲塩梅の二声名両説の事」の注参照。

○冊府元龜(北宋)王欽若等編『冊府元龜』巻五六九「掌礼部」作樂第五に次のようにある。

天寶…(中略)…十三載七月十四日改諸樂名。太簇宮時号沙陀調、太簇商時号大食調、太簇羽時号般涉調、太簇角、林鍾宮時号道調…(以下略)

○沈存中筆談(北宋)沈括撰『夢溪筆談』巻五「樂律一」の94条から95条にかけて次のようにある。なお存中は沈括の字。

外国之声、前世自別為四夷樂。自唐天宝十三載、始詔法曲与胡部合奏。自此樂奏全失古法。以先王之樂為雅樂、前世新声為清樂、合胡部者為宴樂。

古詩皆詠之、然後以声依詠以成曲、謂之協律。

○雅樂式 『延喜式』卷第廿一「雅樂寮」に次のようにある。

凡諸樂横笛等、不解和笛、不得任用。

○体源抄 豊原統秋撰『体源鈔』五「太笛者 又名長笛」の条に次のようにある。

橘元輔云ク、石清水臨時祭明朝ニハ太笛ヲ平調ニ吹テ山城ヲ歌テ退出ルナリト云々。

○又曰 『体源鈔』十ノ上に次のようにある。

問、樂ノ品マチ／＼ニワカレタリ、今ノ神樂何ノ樂流ゾヤ。答、漢家ノ法ヲ案スルニ歷代の正声ヲモテ雅樂トシテ祭祀已下ニ用ユ。古樂西胡ノ樂ヲ号ス。別国ノ風俗ヲ備フ。今關ノ神樂ハ本朝開關ノソノカミ、天照大神之御事ヨリ起レリ。本朝ノ樂、神樂ヨリ先タテタルハナシ。是正声為雅樂、漢家ノ樂ヲ奏セシム、別国ノ風俗ニ擬スベキ歟。

○北山抄 藤原公任撰『北山抄』卷第五「大嘗会事」に次のようにある。

大嘗会事「承平元年、依法皇御心喪中延引」卯日平明、神祇官班幣帛於諸神…（中略）…御大嘗宮。其道、大藏省鋪二幅布单…（中略）…既御悠紀正殿。小忌群官着其座。…（中略）…其群官初入、隼人発吠声、立定即止。先国栖奏古風五成、「承平記云、其笛似以指摩孔也」次悠紀国奏国風四成、「其声似神哥遲、未主基丹波国、奏早哥、云々」次語部奏古詞、…（中略）…

辰日、卯刻、乘輿出光範門。…（中略）…于時国司率風俗哥人等、入自儀鸞門、且哥參入、「儀式云、国司立前、次音声人、次哥女、次歌男。天慶記云、前男廿人、後女廿人、樂人在最後」立庭中、哥人先入幄、次国司着幄座…（中略）…乃奏風俗哥舞「式云、舞者八人為列、次所司奏樂。新式云、今不奏」。

○台記 藤原頼長撰『台記』「康治元年十一月小「辛亥」」の「廿日「戊申」」に次のようにある。

招伶人令奏悠記、主基新作舞樂「舞人樂人布衣烏帽」。

また『群書類從』第七輯卷第九十四「公事部十六」所收、宇治左大臣藤原頼長撰『康治元年大嘗会記』に次のようにある。

康治元年十一月十六日「甲辰」晴。知行光房来宿所云、撰政殿仰云、節会可被始也。…（中略）…

次悠記国司率風俗歌人等「風俗者新詠歌也。以其哥之心、新造樂也。依樂又作哥、近代不弁歌曲、不知歌心、猥作樂成舞、自茲五音不諧。行事宮内御時俊

朝臣、風俗所哥人、音声人、并歌女、樂人等相從。發參音声「盤涉調曲破吹物」參入昇自龍尾道東階立庭中「驅道東」立定止声。次吹盤涉調調子。舞人十人「小忌垂纓淺履」進出当御所間分立東西「東五人、西五人、立定止声」。次奏破舞、次奏急同舞「急間有居舞乎。公卿座有興之由被沙汰」。次急曲止、更又次同急、舞人退出。…(中略)…

令奏風俗舞樂、宛同悠記儀「盤涉調曲也。雖右奏左樂」

○江家次第 大江匡房撰『江家次第』卷第十五「踐祚」下に次のようにある。

卯日…(中略)…

主殿官人二人秉燭「寬平式云、左右小忌次將各一人前行云云、而近代無此事」、

御悠紀殿「主上徒跣、不著履給、供奉人亦同」…(中略)…

国栖奏古風五成「承平記、其笛似指摩孔歟」、

悠紀国奏国風四成「基声似神歌遲、主基奏早歌」、…(中略)…

辰日…(中略)…

二献 国司奏風俗「入自儀鸞門、且哥參入、国司立前、次音声人、次哥女、次男、天慶男廿人、女廿人、樂人在後、先立庭中、次哥人入幄、次国司著幄座」、奏風俗歌舞退出「八人為列、承保十二人」

○神楽七聲図古律平調 和琴の絃（一〜六、但し底本「二」を欠く）・十二律呂名（太簇・大呂）・七声名（宮・嬰羽）・太笛音符（テ・六）を円形に配置して対応させた図。便宜上これを仮に左右方向に展開させると次のようになる（円図六時方向の「太簇・宮」を起点とする）。

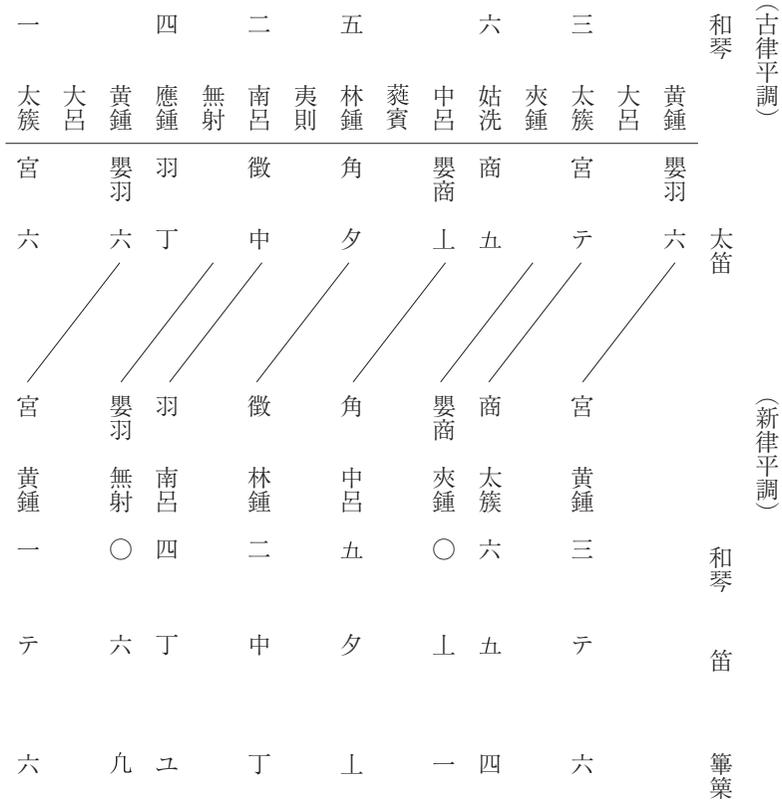
和琴 太笛

三	太簇	宮	テ
六	夾鍾	商	五
五	姑洗	上	
二	中呂	角	夕
四	蕤賓	徵	中
	應鍾	羽	丁
	無射	六	
	南呂		
	大呂		

この内、十二律呂上における和琴の各絃の調弦（絃合）を図示するならば、次のようになる（便宜上十二律呂の和名も添える）。

絃	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	十二律呂 （和名）
一	尙越	断金	平調	勝絶	下無	双調	鳧鐘	黄鐘	鸞鏡	盤涉	神仙	上無	
二			○							○			
三													
四													
五					○			○					
六													

さらに右の図における和琴の「二」絃と「三」絃を分離し、十二律呂に「太簇」より下の「黄鍾」「大呂」、及び「大呂」より上の「太簇」を補った上で、古律と新律との対応を示すならば、次のようになる。



ここから得られる古律・新律による和琴の調弦を整理するならば、それぞれ、

古律による調弦

絃	一	二	三	四	五	六
律呂	太簇	南呂	大簇	應鍾	林鍾	姑洗
(和名)	平調	盤涉	平調	上無	黄鍾	下無

新律を以て言う時

絃	一	二	三	四	五	六
律呂	黄鍾	林鍾	黄鍾	南呂	中呂	太簇
(和名)	尅越	黄鍾	尅越	盤涉	双調	平調

となる。例えば安倍季尚撰『楽家録』卷之七「和琴」第七「和琴調之法」に、

神楽者黄鍾為宮以歌之、故和琴第三絃定于孝昭而為律之調。其五声之法者商与角羽与宮之間二律、其凶拏之左。又曰、此器持撥彈之、然調之時用指也。

二合	三合	六合	三合	三合
商	角	羽	宮	徵
六	五	四	三	二
太簇	仲呂	南呂	黄鍾	林鍾
				黄鍾
				一

とあり、ここに示された「一絃||黄鍾、二絃||林鍾、三絃||黄鍾、四絃||南呂、五絃仲呂、六絃||太簇」という調弦は右の新律を以て言う調弦と一致する。

この「神楽七声図」と「新律をもてこれをいふとき」とが言わんとするところは、新律は古律より二律高いため、古律と新律で同一音高の調弦を行おうとすれば、律呂名自体は二律低いものを用いなければならないということ、言い換えれば、古律は「一」絃を太簇（平調）として調弦していたが、新律でそれと同じ音高で調弦するためには「一」絃を二律低い黄鍾（尅越）として調弦しなければならないということである。また、この「神楽七声図」は基本的に平調の七声配置を示しているが、和琴は五声であるため、五声に無い「嬰商」と「嬰羽」は空欄となつて

いる。一方「新律をもてこれをいふとき」に於いては、「嬰商」と「嬰羽」は「○」印を以て示されている。

○和琴ハ五声に… これ以下の四つの注記は、「右新律をもてこれをいふとき…」に対する補足の説明である。右の注で触れたとおり、和琴は「宮」「商」「角」「徵」「羽」の五声に調弦される。よってここでは、和琴の調弦にない「嬰商」と「嬰羽」は「○」印を以て示されている。笛と箏は「宮」は「宮」「商」「嬰商」「角」「徵」「羽」「嬰羽」の七声を吹くことができる。

○唱歌羽音を… 唱歌では「羽」音を歌わず「嬰羽」を歌う。笛と箏はこれに合わせて「嬰羽」を吹く。一方、和琴の調弦には「嬰羽」はないので、代わりに「羽」音を弾いて唱歌に合わせる、との説明か。

○唱歌嬰羽を… ここでは、唱歌の際に「羽」から半音高い「嬰羽」を歌い、そこに「ゆり」の唱法を用いる際に、箏は音程を変えずに「羽」の音をそのまま吹くこと、そしてそれが安倍家の秘伝となつていふことを言うと思われる。湛智撰『声明用心集』上の三「和国神楽五音」に、本条の「神楽七声図古律平調」と同様の和琴の調弦を示す円図が引かれている。そこには、

羽 由六（下カ）

羽 反刎下（六カ）

及び、

商 由上（五カ）

商 反刎下（上カ）

のように、二箇所「反刎」の記述がある。「由」は声明でもしばしば用いられる唱法・裝飾音の「ゆり」であろう。この「反刎」は「羽」よりも半音高い「羽」、「商」よりも半音高い「商」をそれぞれ指すものであろうか。

ちなみに『阿月問答』を借り受けたとして10「跋一」に言及のある大僧都宗測の撰たる『声律羽位私記』では、「楽家ノ山鳥秘要抄ニ云…」の条に「唱歌嬰羽ヲ…」のテキストと同円図とを引用し、「私就楽家之図以記十二律曰」として、

羽 由六

羽 反刎下

及び、

商 由上

商 反刎下

左大将、多近方に命じて国風をうたはせられけり。

【参考文献】

- 『三五要録』藤原師長撰（書陵部蔵、伏931、写本十二軸。国文学研究資料館デジタル画による）、
 『三五要録』藤原師長撰（『猿投影印叢刊』第八輯所収、猿投神社誌刊行会一九六六）
 『音律事』阿月注進 西園寺殿難破 西園寺実兼撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所、春秋社一九九九）
 『冊府元龜』全十二冊（北宋）王欽若等編、影印本（中華書局一九六〇）
 『冊府元龜』校訂本（北宋）王欽若等編、周勛初等校訂（鳳凰出版社二〇〇六）
 『夢溪筆談』1～3（北宋）沈括撰、梅原郁訳注（東洋文庫344・382・403、平凡社一九七八・一九七九・一九八二）
 『夢溪筆談校証』上下（北宋）沈括撰、楊家駱主編（世界書局中国學術名著第二輯讀書劄記叢刊第一集第一冊、世界書局一九七八）
 『夢溪筆談注』（北宋）沈括撰、王驥注（江蘇大学出版社二〇一一）
 『延喜式』上中下 藤原忠平等編（訳注日本史料、集英社二〇〇〇～二〇一七）
 『延喜式』上下 藤原忠平等編（『神道大系 古典編』十一・十二、神道大系編纂会一九九二）
 『延喜式』全四冊 藤原忠平等編（復刻日本古典全集 現代思潮新社一九七八）
 『体源抄』全四冊 豊原統秋撰（復刻日本古典全集 現代思潮社一九七八）
 『北山抄』藤原公任撰（『神道大系 朝儀祭祀編』三、神道大系編纂会一九九二）
 『北山抄』藤原公任撰（『新訂増補 故実叢書』第三十三『内裏儀式・内裏儀式疑義辨・内裏式・儀式・北山抄』、明治図書出版・吉川弘文館一九五二）
 『台記』藤原頼長撰（『史料纂集』、統群書類従完成会一九七六）
 『台記』藤原頼長撰（『史料大成』、臨川書店一九六五）
 『康治元年大嘗会記』藤原頼長撰（『群書類従』第七輯「公事部十六」卷第九十四所収、統群書類従完成会一九二九）
 『江家次第』大江匡房撰（『神道大系 朝儀祭祀編』四、神道大系編纂会一九九二）
 『声明用心集』湛智撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所一九九九）
 『声明用心集』湛智撰（書陵部蔵、266・889、国文学研究資料館デジタル画像による）

『古今著聞集』 橘成季撰、永積安明・島田勇雄校注、日本古典文学大系84、岩波書店一九六六）
『古今著聞集』 上下 橘成季撰、西尾光一・小林保治校注、新潮日本古典集成、新潮社一九八三）

2 律呂名儀両様に覚悟すべき事 (第13葉表〜第17葉裏)

2-1 第一 六律六呂之事

私云、律呂ハ則陰陽の声にして陽

を律とし陰を呂とす。是律呂の

本源也。このゆへに黄鍾 太簇

姑洗 蕤賓 夷則 無射

以上是を六律とす

大呂 夾鍾 中呂 林鍾

南呂 応鍾

以上是を

六呂とす。此六律六呂ハ天地自然の声也。

樂書要録云「上畧」声不虛立因器乃見。

故制律呂以紀名焉。十二律者天地之氣十

二月之声也。循環無窮、自然恒数、雖大

極未兆而冥理存焉。然象無形難以文載、

雖仮以分寸之数粗可存其大畧、自非手

操口詠耳聽心思、則音律之源未可窮

也。故蔡雍^{*}月令章句云、古之為鍾律者

以耳齊其声、後人不能、則仮数以

正其度。度数正則音亦正矣。以度

量者可以文載口伝与衆共知、然

不如耳決之明也。此識知音之至

言入妙之通論也。

樂書要録曰、大載礼曰、聖人慎守日月

之數、以審星辰之行、以序四時之順逆、

謂之曆。截十二管、以察八音之上下清

濁、謂之律。律曆通相理、其間不容髮。」

律曆志曰、律有十二、陽六為律、以統

氣類物。一曰黃鍾、二曰太簇、三曰姑

洗、四曰蕤賓、五曰夷則、六曰無射。陰六

為呂、以旅陽宣氣。一曰林鍾、二曰南呂、

三曰應鍾、四曰大呂、五曰夾鍾、六曰中呂、

黃帝使伶倫自大夏之西崑崙之陰、

取竹之解谷〔孟康曰解脫也。谷竹溝也。取竹之脫無溝節者也。一說曰崑崙之北谷名也〕

生其竅厚均者〔応劭曰生者理之也。竅孔也。孟康曰竹孔与肉厚薄等也〕、

断兩節間而吹之、以為黃鍾之宮、制十

二箏以聽鳳凰之鳴。其雄鳴為六、雌鳴

亦六、以比黃鍾之宮而皆可以生之。是

為律本、聖化之代、天地之氣、合以生

風、天地之風氣正、十二律定。

三礼義宗曰、十二律者謂陽管有六、陰

管有六、凡有十二、配之十二辰、故有十二律。

子為黃鍾、丑為大呂、寅為太簇、卯為夾

鍾、辰為姑洗、巳為中呂、午為蕤賓、未為

林鍾、申為夷則、酉為南呂、戌為無射、亥

為應鍾。陽六為律、黃鍾、太簇、姑洗、

蕤賓、夷則、無射、此六者陽月之管、謂之律。律者法也。言陽氣施生、各有

其法。一義云、律者帥也。所以帥導

陽氣、使之通達。陰六為呂、大呂、應鍾、

南呂、林鍾、中呂、夾鍾、此六陰月之管、謂

之呂。呂者助也。所以助朋成功也。一義

云、呂者侶也。所以对律導氣、与之為

侶也。」

又小陰陽大陰陽之說有之。

朱子語類曰、樂律自黃鍾至中呂皆屬

陽、自蕤賓至應鍾皆屬陰。此是一

箇大陰陽。黃鍾為陽、大呂為陰、太簇

為陽、夾鍾為陰、每一陽間一陰、又是

一箇小陰陽云々。

季尚朝臣云、所謂小陰陽者、陰陽互相

交成次第者也。堯舜法求一律之實數、

損益之三分而益者為陽、損者為陰。」

蓋陽伸陰屈、是理当然者也。其所

謂大陰陽者、初六管為陽、終六

管為陰、則陽管或屬陰〔蕤賓夷則

無射是也〕、陰管或屬陽〔大呂夾鍾仲呂是也〕。然則

只似強分大陰陽也。予疑於是

年、今以所制銅管考其声而

始有覺也。盖陽律中之陰管者、

陰而有陽声、陰呂中之陽管者、陽*

有陰声矣。以其声相応可識之。自」

陽律生陰呂者、其声柔相応「自蕤賓已

下六管」、自陰呂生陽律者、其声剛

相応「自中呂已下六管」。是所謂一箇大陰陽

而所以律呂分矣。

私云大陰陽小陰陽ノコトハ、陰陽楽互相交次第ヲ成ヲ小陰陽ト云。*

上六律ヲ陽トシ下六律ヲ陰トス。大陰陽ト云。此事ハ三分損益ヨリ如

此ナルコトナリ。三分損一下生陰律、三分益一上生陽律。是ニテ六陰

陽トナルナリ。

黄鍾下生林鍾 林鍾上生大簇 大簇下生南呂

南呂上生姑洗 姑洗下生應鍾 應鍾上生蕤賓」*

蕤賓上生大呂 大呂下生夷則 夷則上生夾鍾

夾鍾下生無射 無射上生中呂

蕤賓ヨリ大呂ヲ生ズルハ陰律ナレドモ上生スルナリ。周礼云

黄鍾初九下生林鍾初六、林鍾又上生大簇九二、大簇又下生南

呂六二、南呂又上生姑洗九三、姑洗又下生應鍾六三、應鍾又上生

蕤賓九四、蕤賓又上生大呂六四、大呂又下生夷則九五、夷則又上生

夾鍾六五、夾鍾又下生無射上九、無射又上生中呂上六。

如此陰律トイヘドモ上生ハ陽ナリ。又陽律トイヘドモ下生ハ

陰ナリ。依之長短為次第、大陰陽トナルナリ。

【校記】

※蔡雍月令章句 『月令章句』は（後漢）蔡邕の撰であるが、『山鳥秘要抄』諸本いずれも「雍」に作る。所引の『楽書要録』が「蔡雍」に作るのに従ったものであろう。

※助朋成功也 彦根本・藝大本を除く諸本及び底本、いずれも「朋」の右に「或本陰之陽」の小字傍書あり。

※陰呂中之 底本及び諸本いずれも「陰呂之中」に作り、藝大本は「陰呂中」に作る。安倍季尚撰『楽家録』は同じ箇所を「陰呂中之」に作る。今『楽家録』に従い「陰呂中之」に改める。

※陽有陰声 底本及び諸本いずれも「陽有陰声」に作る。藝大本、及び『楽家録』の引用箇所は「陽而有陰声」に作る。

（朱墨）

※私云大陰陽小陰陽 京大本・静嘉堂本は「私云大陰陽小陰陽ノコトハ」以下「大陰陽トナルナリ」に至る朱墨部分を欠く。

※林鍾上生大簇 底本・彦根本・東北大本「林鍾上大簇」に作るも今「上生」に改める。国会図書館本「上」に作るも右下に朱墨で「生」の小字傍書あり。

※姑洗下生応鍾 底本・彦根本・東北大本「姑洗下応鍾」に作るも今「下生」に改める。国会図書館本「下」に作るも右下に朱墨で「生」の小字傍書あり。

※太簇又下生南呂 底本・彦根本・東北大本「太簇又生下南呂」に作るも今「下生」に改める。藝大本「生下」を「下生」に作る。

※応鍾又上生蕤賓 底本・彦根本・東北大本「応鍾又生蕤賓」に作るも今「上生」に改める。国会図書館本「生」に作るも右上に朱墨で「上」の小字傍書あり。藝大本「生」を「上生」に作る。

※夷則又上生夾鍾 底本・彦根本・東北大本「夷則又上夾鍾」に作るも今「上生」に改める。国会図書館本「上」に作るも右下に朱墨で「生」の小字傍書あり。藝大本「上」を「上生」に作る。

【注】

○楽書要録 『楽書要録』は唐の武則天の命により編纂された楽理書で、中国では既に散逸したが、八世紀に吉備真備により我が国に伝えられ、巻第五・巻第六・巻第七が存する。ここに引かれる『月令章句』『大戴礼』『律曆志』『三礼義宗』はそれぞれの書物から直接引用されたものではな

く、季良が『樂書要録』本文をそのまま引用したものである。

『樂書要録』卷第五「辨音声 審声源」に次のようにある。

仮使天地之氣噫而為風、速則声上、徐則声下、調則声中、雖復衆調煩多、其率不過十二、声不虛立、因器乃見。故制律呂以紀名焉。十二律者天地之氣、十二月之声也。循環無窮、自然恒數、雖大極未兆而冥理存焉。然象無形難以文載、雖假以分寸之數粗可存其大略、自非手操口詠耳聽心思、則音律之源未可窮也。故蔡雍月令章句云、古之為鐘律者、以耳齊其声、後人不能、則假數以正其度。度數正則音亦正矣。以度量者可以文載口伝与衆共知、然不如耳決之明也。此識知音之至言、入妙之通論也。

○月令章句（後漢）蔡邕撰『月令章句』、逸書。『統漢書』志第一「律曆上」に、

殿中候、用玉律十二。惟二至乃候靈台、用竹六十。候日如其曆。とあり、その劉昭注に、

月令章句曰、古之為鐘律者、以耳齊其声。後人不能、則假數以正其度。度數正則音亦正矣。鍾以斤兩尺寸中所容受升斗之數為法、律亦以寸分長短為度。故曰黃鍾之管長九寸、徑三分、圍九分、其余皆補短、雖大小圍數無增減。以度量者可以文載口伝、与衆共知、然不如耳決之明也。

とある。

○樂書要録『樂書要録』卷第六「紀律呂」に次のようにある。

大載礼曰、聖人慎守日月之數、以審星辰之行、以序四時之順逆、謂之曆。截十二管、以察八音之上下清濁、謂之律。律曆通相理、其間不容髮。

律曆志曰、律有十二、陽六為律、以統氣類物。一曰黃鍾、二曰太簇、三曰姑洗、四曰蕤賓、五曰夷則、六曰無射。陰六為呂、以旅陽宣氣。一曰林鐘、二曰南呂、三曰應鐘、四曰大呂、五曰夾鐘、六曰中呂、黃帝使伶倫自大夏之西「應劭曰、大夏西戎之國也」崑崙之陰、取竹之解谷「孟康曰、解脫也。谷竹溝也。取竹之脫無溝節者也。一説曰崑崙之北谷名也」、生其竅厚均者「應劭曰生者理之也。竅孔也。孟康曰竹孔与肉厚薄等也」、斷兩節間而吹之、以為黃鍾之宮、制十二筩以聽鳳凰之鳴。其雄鳴為六、雌鳴亦六、以比黃鍾之宮、而皆可以生之。是為律本、聖化之代、天地之氣、合以生風、天地之風氣正、十二律定。

三礼義宗曰、十二律者謂陽管有六、陰管有六、凡有十二、配之十二辰、故有十二律。子為黃鍾、丑為大呂、寅為太簇、卯為夾鐘、辰為姑洗、巳為中呂、午為蕤賓、未為林鐘、申為夷則、酉為南呂、戌為無射、亥為應鐘。陽六為律、黃鍾、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射、此六者陽

月之管、謂之律。律者法也。言陽氣施生、各有其法。一義云、律者帥也。所以帥導陽氣、使之通達。陰六為呂、大呂、應鐘、南呂、林鐘、中呂、夾鐘、此六陰月之管、謂之呂。呂者助也。所以助陽成功也。一義云、呂者侶也。所以对律導氣、与之為侶也。

○大載礼（前漢）戴德撰『大載礼記』「曾子天円」第五十八に次のようにある。

聖人慎守日月之数、以察星辰之行、以序四時之順逆、謂之曆。截十二管、以索八音之上下清濁、謂之律也。律居陰而治陽、曆居陽而治陰、律曆迭相治也。其間不容髮。

○律曆志 『漢書』卷二十一上「律曆第一上」に次のようにある。

五声之本、生於黃鐘之律。九寸為宮、或損或益、以定商、角、徵、羽。九六相生、陰陽之応也。律十有二、陽六為律、陰六為呂。律以統氣類物、一曰黃鐘、二曰太簇、三曰姑洗、四曰蕤賓、五曰夷則、六曰亡射。呂以旅陽宣氣、一曰林鐘、二曰南呂、三曰應鐘、四曰大呂、五曰夾鐘、六曰中呂。有三統之義焉。其伝曰、黃帝之所作也。黃帝使冷綸、自大夏之西、昆侖之陰、取竹之解谷生、其竅厚均者、斷兩節間而吹之、以為黃鐘之宮。制十二筩以聽鳳之鳴、其雄鳴為六、雌鳴亦六、比黃鐘之宮、而皆可以生之、是為律本。至治之世、天地之氣合以生風。天地之風氣正、十二律定。

○三礼義宗（梁）崔靈恩撰『三礼義宗』、佚書。この佚文は『樂書要録』にのみ見える。これについて高瀬澄子氏は『樂書要録』の研究」第二節に於いて、

『玉函山房輯佚書』には「三礼義宗」が収録されているが、『樂書要録』における「三礼義宗」の引用する文章はほとんど見当たらない。『玉函山房輯佚書統編三種』収録の「三礼義宗」には部分的に一致する文章が見いだされるが、それらの典拠は主に『五行大義』であるので、本章では『五行大義』のほうを参照した。

と述べておられる。尚、『三礼義宗』の佚文は『漢魏遺書鈔』にも採られているが、ここにも『樂書要録』所引と一致するものは無い。

○助朋成功也 底本及び諸本（但し彦根本と藝大本を除く）には「助朋成功」の右に「或本陰之陽」（或る本は陰の陽）の小字傍書あり。但し『山鳥秘要抄』諸本に本文を「助陽成功」に作るものはない。『樂書要録』本文がここを「助陽成功」に作るため、そのことを記したものは無い。

○朱子語類 『朱子語類』卷第九十二「樂」に次のようにある。

樂律自黃鍾至中呂皆屬陽、自蕤賓至應鐘皆屬陰、此是一箇大陰陽。黃鍾為陽、大呂為陰、太簇為陽、夾鐘為陰、每一陽間一陰、又是一箇小陰陽。

○季尚朝臣云 安倍季尚撰『樂家録』卷三十三「本朝律管」に次のようにある。

第四 小陰陽大陰陽之説

朱子語類曰、樂律自黄鐘至仲呂皆屬陽、自蕤賓至應鍾皆屬陰、此是一箇大陰陽。黄鐘為陽、大呂為陰、太簇為陽、夾鍾為陰、每一陽間一陰、又是一箇小陰陽。云云

愚案所謂小陰陽者、陰陽互相交成次第者也。算法求一律之實數、損益之三分而益者為陽、損者為陰。蓋陽伸陰屈、是理当然者也。其所謂大陰陽者、初六管為陽、終六管為陰、則陽管或屬陰「蕤賓夷則無射是也」、陰管或屬陽「大呂夾鍾仲呂是也」。然則只似強分大陰陽也。予疑於是、有年、今以所制銅管考其声而始有覺也。蓋陽律中之陰管者、陰而有陽声、陰呂中之陽管者、陽而有陰声矣。以所其声相応可識之。自陽律生陰呂者、其声柔相応「自蕤賓已下六管」、自陰呂生陽律者、其声剛相応「自中呂已下六管」、是所謂一箇大陰陽而所以律呂分矣。前注の『朱子語類』の一段は『朱子語類』から直接引用されたものではなく、この『樂家録』の「朱子語類曰……」以下をそのまま引用したものであるか。

(朱墨)

○周礼云 『周礼』の該当部分は「春官宗伯」、「樂師」の「師掌六律六同以合陰陽之聲」の鄭玄注。『周礼』鄭注と季良の引用との異同を明らかにするため、鄭注を上段、季良を下段に置いて比較するならば次のようになる。

周礼鄭玄注

季良

其相生則以陰陽六体為之。

黄鐘初九也。下生林鍾之初六

黄鐘初九下生林鍾初六

林鍾又上生大簇之九二

林鍾又上生大簇九二

大簇又下生南呂之六二

大簇又下生南呂六二

南呂又上生姑洗之九三

南呂又上生姑洗九三

姑洗又下生應鍾之六三

姑洗又下生應鍾六三

應鍾又上生蕤賓之九四

應鍾又上生蕤賓九四

蕤賓又下生大呂之六四	蕤賓又上生大呂六四
大呂又上生夷則之九五	大呂又下生夷則九五
夷則又下生夾鍾之六五	夷則又上生夾鍾六五
夾鍾又上生無射之上九	夾鍾又下生無射上九
無射又下生中呂之上六	無射又上生中呂上六

傍線を以て示した箇所が鄭注と季良の「上生」と「下生」が逆転していること、即ち季良が「蕤賓↓大呂」で下生（三分損一）を行わずに上生（三分益一）を行い、八度内で三分損益を行っていることが分かる。これは『周礼』が旋宮図の方式で三分損益を単純に繰り返す記述になっているのに対して、季良が意を以て下生と上生を転換し、八度内で三分損益を行う方式を採っていることがうかがえる。

（頭注）

○体源抄 豊原統秋撰『体源鈔』十ノ下「呂律事」の条に次のようにある。

三礼義宗ニ云ク、…（中略）…亦呂ハ距也、陰陽之氣ニ諧テ時有テ相距グコト明ス。陽出ル時ハ則陰除カル。陰昇レバ則陽損ト云リ、故ニ相距意アリ。

○杜氏通典（唐）杜佑撰『通典』卷一百四十三「樂三」の「十二律」に次のようにある。

此六者陰月之管、謂之為呂「呂者助也。所以助陽成功也」

○体源抄 『体源鈔』十ノ下「呂律事」の条に次のようにある。

続後漢書云、律ハ術也。白虎通云ク、正三五七九十一月六律トス。二四六八十二月六呂トス。漢書云、律ハ術也。

【参考文献】

- 『楽書要録』の研究 高瀬澄子著（コンテックスワークス BookPark 11007）
- 『楽書要録』研究 趙玉卿著（中央音楽学院出版社21004）

- 『朱子語類』全八冊（宋）黎靖德編、王星賢点校（理学叢書、中華書局二〇一一）
- 『朱子語類彙校』全十冊（宋）黃士毅編、徐時儀・楊艷彙校（上海古籍出版社二〇一六）
- 『漢書』（後漢）班固撰、（唐）顏師古注（中華書局二〇一六、校点本）
- 『大戴禮記補注』附校正孔氏大戴禮記補注』（前漢）戴德撰、（清）孔廣森撰、王豐先点校（十三經清人注疏、中華書局二〇一八）
- 『大戴禮記』（前漢）戴德撰、栗原圭介著（新釈漢文大系113、明治書院一九九一）
- 『後漢書』（宋）范曄撰、（唐）李賢等注（中華書局二〇一四、校点本）
- 『樂家錄』安倍季尚撰（復刻日本古典全集 現代思潮新社二〇〇七）
- 『体源抄』全四冊 豊原統秋撰（復刻日本古典全集 現代思潮社一九七八）
- 『通典』（唐）杜佑撰（新興書局一九六三、影印本）
- 『通典』（唐）杜佑撰（中華書局一九八八、校点本）

2.2 第二本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音

と云事 (第18葉表、第22葉表)

私云、本朝音曲楽曲のうへ律音呂音

と云ハ又一つの習なり。是はもろこし

の音に見ゆる律呂とは別の習なり。

此事混しぬれば甚だまとひ出来て

さとしがたし。されば後西園寺太政大臣

実兼公の書せ給ふ音律のふみにも呂

哥の条には「非六律六呂之呂、楽曲音曲等之呂也」又一つの条

には「依六律六呂圖之」かやうに注さし

め給なり。とかく律呂の名儀ハ両

様を覚悟すべし。

本朝にて呂音と云は七聲相生の次第

もろこしの相生とかわる事なし。宮生

徴、徵生商、商生羽、羽生角、角生变宮、

变宮生变徴、如此各歴八相生也。「歴八相生する事を尋常にハ

順八逆六と云習せり」

此呂調ハ壹越調 双調 太食調也。」

双調	太食	壹越	宮
中呂	太簇	黃鍾	[隔一律]
			商
			[隔一律]
			角
			[隔一律]
			徵 ^変
			徵
			[隔一律]
			羽
			[隔一律]
			宮 ^変

以上呂の七声といふ。琵琶箏しらべ如此。

但太食調は半呂半律にしらぶ。壹越調

双調は楽曲は半呂半律なり。

其半呂半律なる子細はくわしくは

奥に注しぬ。

本朝にて律音と云は七声相生の次第もろ

こしの相生の法と異なり、宮生徵、徵生商、

商生羽。扱商に相次て一律高き律を嬰商

として嬰商生嬰羽、嬰羽生角なり。是を

律の調法として律音と云なり。但此相生

唐の法に異なるとして故人多これを難ず。然れ

ども其真實は唐の相生の法也。是深き

口伝あり。くわしくは奥に注しぬ。

此律調ハ平調 黃鍾調 盤涉調也。

平調	太簇	宮	
		[隔一律]	
黄鐘	林鍾	商	
		[隔一律]	
盤涉	南呂	商嬰	角
		[隔一律]	
	姑洗	中呂	
		[隔一律]	
	南呂	无射	
		[隔一律]	
	黄鐘	林鍾	角
		[隔一律]	徵变
	大簇	南呂	
		[隔一律]	
	姑洗	太簇	徵
		[隔一律]	
	應鍾	黄鐘	
		[隔一律]	
	黄鐘	林鍾	羽
		[隔一律]	
	大簇	南呂	
		[隔一律]	
	姑洗	太簇	羽嬰
		[隔一律]	宮变
	應鍾	黄鐘	
		[隔一律]	
	黄鐘	林鍾	
		[隔一律]	

右朱書は妙音院大政大臣師長公の御流也。くわしき子細ハ奥に注しぬ。」

彼御流におきては嬰商嬰羽の名を立ず。律調にてもやはり変徵の家に生るるものは此両流を慥に覚悟すべし。

以上律の七声といふ

扱此律の七声の法は名は我朝にて立

たれど其実ハ唐の法也。宮調「呂」

羽調「律」商調「半呂半律」如此可覚悟。」

楽曲におきて分明なる事なり。

調子の名博雅卿譜十三ヶ調あり。

尅越調、尅越、性調、沙陀調、平調、太食調、乞食調、性調、道調、双調、黄鐘調、

水調、盤渉調、角調。

又三五要録、仁智要録、秦箏要録、類
箏治要、三五中録等十ヶ調あり。
当家篳篥抄又同之。

壺越調、沙陀調、平調、太食調、乞食調、
性調、双調、黄鐘調、水調、盤渉調、

以上調子の事説きありといへども先六
調の呂律と半呂半律の事を申なり。

この大意を得て余の調子の事を
考へし。

扱此律のしらべ次第相生に秘事あり。是ハ
嬰商より相生する時は次第皆順八逆六
の相生にかなへり。先其次第を申べし。

嬰商 嬰羽 角 宮 徵 商 羽 と

次第に生ずるなり。嬰商とハ宮声にて宮は則
羽にあたれり。是深き口伝なり。声明用

心集云、悉曇藏笛五音自角相生、終于

羽位、主有五条、各分律呂云々。只五音を

云ときハ角宮徵商羽と相生するなり。

又妙音院殿御流にて云ときは角変宮

変徵宮徵商羽と。如此次第に生なり。

其実は是同じ。只名の違ひばかりなり。

【校記】

※注さしめ 底本・彦根本・京大本・静嘉堂本・東北大本いずれも「注らしめ」に作る。国会図書館本は「注らしめ」に作るも「ら」の右に朱墨で「さ」の小字傍書あり。藝大本は「注シメ玉ナリ」に作る。国会図書館本に従い「注さしめ」に改める。

※相生と 底本「相生を」に作る。彦根本・京大本「相生と」に作り、藝大本「相生ヲ」に作るもその右に「ト歟」との小字傍書がある。今彦根本・京大本・藝大本に従い「相生と」に改める。

※違ひばかりなり 底本・諸本「只名の違ひばかりなり」に作る。藝大本は「只名ノミ違ヒワカツナリ」に作るも、今底本に従う。静嘉堂本のみこの部分は他の諸本と本文が異なり、「妙音陰殿御流にて云とき如左。角、変宮、変徴、宮、徴、商、羽」を頭注に置く。またこれに続く底本の「如此次第に〜違ひばかりなり」を欠き、同じ箇所には、

本体七声を云ときハ、前に注したるごとく嬰商より始め羽の位にて終るべし。是をよく覚悟すべし。伴侶半律のしらべと云も皆此道理也。能く考へ知べし。

とある。

【注】

○本朝音曲楽曲 本条の本文及び図表の内容は安倍季尚撰『楽家録』卷之三十五「声調考正」第三「本朝五声及七声之図」と関係が深い。

○実兼公の書せ給ふ音律のふみ 罫線西園寺実兼抄出『音律事 愚抄』の「一 呂七声次第事」の条に実兼による、

非六律六呂之呂。楽曲音曲等之類也。所謂双調壹越調等之類也。

との割り注がある。また「一 律七声次第事」の条には同様に、

非六律六呂之律。楽曲音曲等之類也。所謂平調盤涉調等之類也。

との割り注がある。また「一 七声事」の条には実兼による、

依六律六呂之。先分別十二律。其上可辨七声。三五要録云、若不知十二均、争辨律呂宮商哉。

との割り注があり、「七声相生次第」の条には同様に、

依六律六呂之。楽曲声明之時呂音。

との割り注がある。

○本朝にて呂音と云は ここに言うところは、本朝の「呂調」は中国の七声と同じく、三分損益の生成順の一番目から七番目の音程から成る、という事。今、「宮」を起点に三分損益（順八逆六）の生成順を示すならば、

宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽 ↓ 角 ↓ 変宮 ↓ 変徵

となる。ここで生成した音を音程順に配列し、中国の七声の「宮調式」と並置するならば、次のように同一の音程配置となる。

呂調	宮	宮
宮調式	宮	宮
	商	商
	商	商
	角	角
	角	角
	変徵	変徵
	変徵	変徵
	徵	徵
	徵	徵
	羽	羽
	羽	羽
	変宮	変宮
	変宮	変宮

「もろこしの相生とかわる事なし」と言える所以である。

○此呂調ハ「呂調」に属する「太食調」「双調」の七声の音程配置を示した図。それぞれ「宮」「商」「角」「変徵」「徵」「羽」「変宮」の七声に対応する律呂名を示している。この表を十二律呂を以て図示するならば、

双調	仲呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗
太食	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	黄鍾	大呂
尙越	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾
	宮		商		角		変徵	徵		羽		変宮

となる。これを逆に、七声を十二律呂上に展開する形で図示するならば、

尙越		宮	黄
太食			大
双調		宮	太
			夾
		商	姑
			中
		角	蕤
			林
		変徵	夷
		角	南
			無
		変徵	應
		徵	黄
			大
		羽	太
			夾
		変宮	姑
			中

となる。

○半呂半律「呂調」でありながら一部「律調」の音程を使用する調を言う。次の3「半呂半律の調といふ事」の条において「呂兼律而為半呂半律」として示されている調を「呂調」と並置するならば、次のようになる。

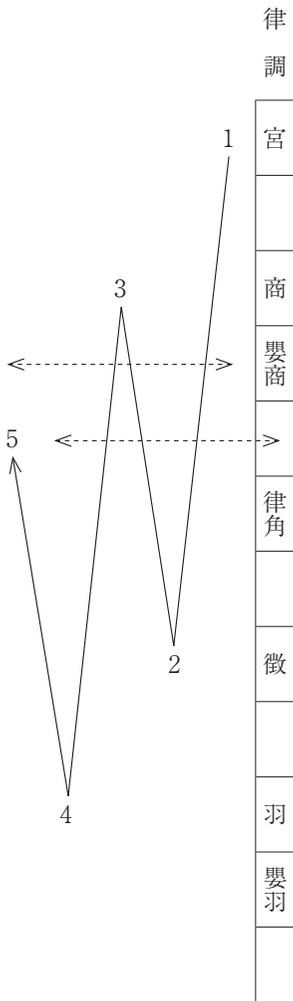
呂調	宮	宮	商	商	角	角	律角	變徵	徵	徵	羽	羽	變宮	變宮
半呂半律	宮		商		角		律角		徵		羽		變宮	

またこの「呂兼律」の「半呂半律」は、次に示す如く、中国の七声の「徵調式」と同一である。

呂兼律	宮	宮	商	商	角	角	律角	變宮	徵	徵	羽	羽	變宮	變徵
徵調式	徵		羽		變宮	宮			商		角			變徵

詳細は3「半呂半律の調といふ事」を参照。

○本朝にて律音と云はここに言うところは、本朝の「律調」は、中国の七声の三分損益の生成順とは異なる音程から成る、ということ。今「律調」の「宮」を起点に三分損益(順八逆六)そ行うならば、次に図示する如く、三回目までの三分損益で「宮」「徵」「商」が生じるものの、四回目の三分益一では「嬰商」が生じない。



そこで本文では、

宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

まで三分損益を行った後、「商」から一律高い「嬰商」に転じそこから三分損益で、

嬰商 ↓ 嬰羽 ↓ 角

を求める、と説明している。このようにして得られた「律調」を「羽調式」と並置するならば、

律調	宮		商		律角		徵		羽	嬰羽
羽調式	羽		変宮	宮	商		角		変徵	徵

となる。これを要するに、一見「唐の相生の法」とは異なるように見えても、その実は「唐の相生の法」により同じもの（即ち三分損益で成立した七声の羽調式）が作れる、ということ。「其真実は唐の相生の法なり」と言える所以である。

○此律調ハ 律調に属する「平調」「黄鍾調」「盤涉調」の七声の音程配置を示した図。それぞれ「宮」「商」「嬰商」「角」「徵」「羽」「嬰羽」の七声に対応する律呂名を示している。この表を十二律呂を以て図示するならば、

平調	宮	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	黄鍾	大呂
黄鍾	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	蕤賓	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓
盤涉	南呂	無射	應鍾	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂

となる。これを逆に、十二律呂上に七声を展開する形で図示するならば、

平調	太	夾	姑	中	蕤	林	夷	南	無	應	黄	大	太	夾	姑	中	蕤	林
黄鍾	宮		商	嬰商		角		徵		羽	嬰羽		徵		嬰羽			
盤涉						宮		商	嬰商	商	角		角		徵		羽	嬰羽

となる。

○妙音院大政大臣師長公の御流 藤原師長(一一三八—一九二)、平安時代の雅楽家。従一位太政大臣、妙音院太相国と号す。琵琶や箏をよくし、『三五要録』『仁智要録』を著した。ここに言う師長公の御流とは、「律調」の七声音名に中国の七声と同じ「宮」「商」「角」「変徵」「徵」「羽」「変宮」を用いる方式を言う。尋常の七声が五声「宮」「商」「角」「徵」「羽」に日本式の「嬰商」「嬰羽」を加えて律調の七声音名としているのに対して、師長公の御流では中国の七声の名称をそのまま用いつつ日本の「律調」を表示する。両者の違いは、中国の七声にない音程に対して新たな名称を与えるか、中国の七声の名称をそのまま用いて律調の音程に順番に当てはめるかにあると言える。ここに朱墨で示された師長公の御流を同様に図示するならば、

平調	太	夾	姑	中	蕤	林	夷	南	無	応	黄	大	太	夾	姑	中	蕤	林
黄鍾			商	角		變徵		徵	角	羽	變宮		徵		羽	變宮		
盤渉						宮		宮	商	角	商	角	變徵	徵	徵	羽	變宮	變宮

となる。名称の違いのみで音程配置は当然同一である。4「律七聲塩梅の二声名両説の事」の注も参照。

○此律の七声の法は 右の「本朝にて呂音と云は」「本朝にて律音と云は」「半呂半分律」の注で触れた如く、本朝の「呂調」「律調」「半呂半分律」は名称の違いのみで、それぞれ中国の七声の「宮調式」「羽調式」「商調式」と同一の音程配置である。これを図示するならば、

呂調	宮	宮			角	角		變徵	變徵	徵	徵		羽	羽		變宮	變宮
宮調式			商	商				角	角			變徵	徵	徵	羽	變宮	變宮
律調	宮		商		嬰商			律角					羽		嬰羽		
羽調式			變宮		宮			商					角		變徵	徵	
半呂半分律	宮		商					呂角					徵		羽		嬰羽
商調式								變徵					羽		變宮		宮

となる。本文は、これ以下に掲げる楽書に所収のそれぞれの調子についても、これと同様の理屈で理解すべき事を述べている。

○博雅脚譜 雅楽横笛譜『博雅笛譜』（新撰楽譜）を指す。源博雅（九一八〜九七五）撰。

○三五要録 雅楽琵琶譜、藤原師長撰、十八卷。

○仁智要録 雅楽箏楽譜、藤原師長撰、十二卷。

○秦箏要録 雅楽箏楽譜、撰者年代未詳、五卷。

○類箏治要 雅楽箏楽譜、撰者年代未詳、十八卷。

○三五中録 雅楽琵琶譜、藤原孝時（一一八九?〜一二六六）撰、十二卷

○当家筆抄 安倍家伝本『新撰筆抄』八卷（国会図書館所蔵）を指すか。他に安倍季良撰『雅曲筆抄』（軸装、安倍家蔵）や安倍季良撰『筆抄雅曲追加』（軸装、安倍家蔵）もあり。

国会図書館所蔵『新撰筆抄』各卷所収の調子は、

巻第一 「壹越調」「沙陀調」 巻第二 「平調」 巻第三 「大食調」「乞食調」「性調」

巻第四 「双調」 巻第五 「黄鐘調」「水調」 巻第六 「盤涉調」

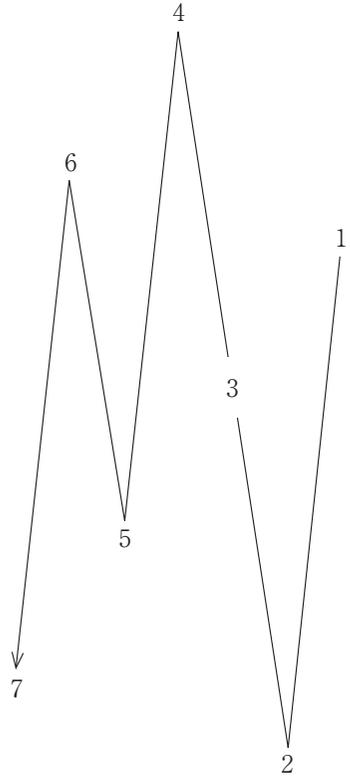
巻第七 「高麗一越調 筆抄平調」「狛双調 筆抄黄鐘調」「狛平調 筆抄下無調」

となっており、巻第一から巻第六に収録されている調子は、右の本条の本文に記された調子と一致する。なお、この国会図書館所蔵の『新撰筆抄』の巻第六の末尾には、「天保四年九月十五日 右近大夫将監安倍季資」との識語が、また巻第七の末尾には「文化十四年七月七日 玄藩権助兼加賀守安倍季良」「天保四年九月十五日 右近大夫将監安倍季資」との識語がそれぞれ記入されており、季良自身とその息子の季資による写本であることが分かる。また巻第六の末尾に一度識語が記されていることからして、巻第七は補遺的なものであるか。ちなみに巻第七には、本『山鳥秘要抄』1「古律新律之事」の「神楽七声図古律平調」と「右新律をもてこれをいふときは如左」の二つの図表が抄録されている。

○是ハ嬰商より相生する時は 右の「本朝にて律音と云は」の注に示した如く、「宮」を起点に三分損益を行う限り、「律調」の音程配置は三分損益の生成順と合致しない。しかし「律調」の「嬰商」を起点とすれば、

律調

宮	商	嬰商	律角	徵	羽	嬰羽
---	---	----	----	---	---	----



の如く、三分損益により「律調」を生成することができる。その生成順は次のようになる。

嬰商 ↓ 嬰羽 ↓ 律角 ↓ 宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

また続く本文の「嬰商とハ宮声にて宮は則羽にあたり」に言うところは次の如し。右の「本朝にて律音と云は」の注に示した如く、「律調」と「羽調式」との対応関係は、

律調	宮	商	嬰商	律角	徵	羽	嬰羽
羽調式	羽	變宮	宮	商	角	變徵	徵

である。ここから明らかなように、「律調」の「嬰商」は「羽調式」の「宮」に当たり、「律調」の「宮」は「羽調式」の「羽」に当たる。

○声明用心集 湛智撰『声明用心集』卷上に次のようにある。

一 悉曇藏笛五音「印度 中但上似上、下似下」

自角相生終于羽位、主有五條、各分律呂。○九條豈非三種五音并三箇變音乎。塩梅二音各一。〔已上兩曲共羽調反音〕

なお『声明用心集』については、書陵部に安倍季良自身の書写による抄本が伝わっており、ここではそれによった。『天台宗全書』所収『声明用

心集』では次のようになっている。

一 悉曇藏笛五音「印度 中但上似上、下似下 中曲 呂曲 律曲」

自角相生終于羽位、主有五条、各分律呂。律呂九条豈非三種五音并三箇变音乎。塩梅二音各一律半不叶相生。直管兩翔以為其体。直音者如角声也。笛音者自商羽引一律半。反相似一音。翔直時者似上七音。翔管時者似下五音。既合用上下故呼比音位狩云五七音也。横笛越趙・

黄鐘調・平調等五音相当今相生。

季良がここに『声明用心集』を引いた意図は以下の如し。三分損益により「律調」を生成する際は、「宮」ではなく「嬰羽」を起点として、

嬰商 ↓ 嬰羽 ↓ 律角 ↓ 宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

の順となる。一方「嬰商」「嬰羽」を省いて五声にこれを用いる時は、右の順に準じて、

律角 ↓ 宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

と生成する。『声明用心集』が「自角生、終于羽位」の述べる所以である。

○又妙音院殿御流にて云ときは 右の「是ハ嬰商より相生する時は」の注で述べた「嬰羽」を起点とする「律調」の生成順は、

嬰商 ↓ 嬰羽 ↓ 律角 ↓ 宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

である。その名称のみを藤原師長の流儀に置き換えれば、

角 ↓ 变宮 ↓ 变徵 ↓ 宮 ↓ 徵 ↓ 商 ↓ 羽

となる。音程は当然同一である。

【参考文献】

- 『音律事 愚抄』西園寺実兼抄出（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所一九九九）
 『新撰筆策抄』八卷（国会図書館蔵、200-214、安倍家伝本、抄本、マイクロフィルムによる）
 『声明用心集』湛智撰（書陵部蔵、266・889、国文学研究資料館デジタル画像による）
 『声明用心集』湛智撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所一九九九）

3 半呂半律の調といふ事 (第23葉表〜第25葉表)

私云 本朝には半呂半律と云調あり。

是は右に云呂の七声と律の七声

とをまじへたる七声なり。是を半呂

半律のしらべとハいふなり。但又これに

ふたつの様あり。律にして呂を兼た

る七声あり。壺越調、太食調是なり。」

又呂にして律を兼たる七声あり。双調

水調是なり。「但水調は猶律にして呂を兼たる歟」

扱此半呂半律と云ことハ唐にてハ其

名なし。我国にて立たる名なれども

其実ハ唐の法也。此四調は皆商調

の曲なり。依之唯呂にして楽曲に

おいて音を具せず、是天地自然之

理也。委しき巨細奥に注しぬ。

太食	壺越	
大簇	黄鍾	宮
姑洗	太簇	商
蕤賓	姑洗	呂角
林鍾	中呂	律角
南呂	林鍾	徵
応鍾	南呂	羽
黄鍾	無射	嬰羽

右図律兼呂而為半呂半律之法也。

水調	双調	
林鍾	中呂	宮
南呂	林鍾	商
応鍾	南呂	呂角
黄鍾	无射	律角
太簇	黄鍾	徵
姑洗	太簇	羽
蕤賓	姑洗	変宮

右呂兼律而為半呂半律之法也。

但於水調者猶律而兼呂歟

又呂律之七声を交る九声之曲あり。太食調、水調に此曲多し。たとへば、

水調	太食	
林鍾	太簇	宮
南呂	姑洗	商
无射	中呂	嬰商
応鍾	蕤賓	呂角
黄鍾	林鍾	律角
太簇	南呂	徵
姑洗	応鍾	羽
中呂	黄鍾	嬰羽
蕤賓	大呂	反宮

已上半呂半律之曲也。

私案、水調曲琵琶にハ蕤賓の音を弾

ず。笙には中呂の音あり。中呂ハ嬰羽

にして律音になるなり。蕤賓ハ変宮に

して呂の音になれり。

【校記】

※交る 底本・諸本いずれも「交八」に作る。藝大本のみ「交ル」に作る。今藝大本に従い「交る」に改める。案ずるに、「呂律之七声を交八九声之曲あり」では文意が通じない。これに続く音階の表が「宮」から「反宮」に至る九声を配し、しかもそれが律調・呂調の構成音を交えたものになっていることを考慮すれば、藝大本のように「呂律之七声を交る九声之曲あり」として初めて文意が通ずる。「交八」はカタカナ書きの「交ル」が何らかの経緯で誤記されたものか。

【注】

○其実ハ唐の法也 ここに言うところは、以下に言及される「律兼呂」「呂兼律」という「半呂半律」の調子は、その調名が日本独自のものであっても、音程配置からすれば中国の七声の調式に同一のものが存在する、ということ。具体的には「律兼呂」は「商調式」に等しく、「呂兼律」は「徵調式」に等しい。左の「呂兼律」「律兼呂」の注、及び前条2¹2「本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事」の各注を参照。

○右図律兼呂 ここに示された「尅越調」と「太食調」について、音程配置が分かるように七声を十二律呂上に展開する形で図示するならば、次のようになる。

尅越	宮	黄	大	太	夾	姑	中	蕤	林	夷	南	無	応	黄
太食	宮	商	呂角	律角	呂角	律角	徵	夷	南	無	應	黄		

この「律兼呂」の調の音程配置を「律調」と並置するならば、次のようになる。

律調	宮	商	嬰商	律角	徵	羽	嬰羽
律兼呂	宮	商	呂角	律角	徵	羽	嬰羽

太字で示した如く、「律調」の「嬰商」のみを「呂角」に変更したものが「律兼呂」であることが分かる。ちなみに「呂調」の音程配置は、

呂調	宮		商		角		変徵	徵		羽		変宮
----	---	--	---	--	---	--	----	---	--	---	--	----

であり、この「呂角＝角」は「呂調」の七声に属することが分かる（「律調」にこの音はない）。故にここでは「律調」にして「呂調」を兼ねると述べているわけである。

またこの「律兼呂」の調は、次の如く中国の七声の「商調式」と同一の音程配置である。

律兼呂	宮		商		呂角	律角		徵		羽		變宮	嬰羽
商調式	商		角		變徵	徵				羽		變宮	宮

「其実ハ唐の法也」と言える所以である。

○右図呂兼律 ここに示された「双調」と「水調」について、音程配置が分かるように七声を十二律呂上に展開する形で図示するならば、次のようになる。

双調	宮	中		蕤	林	夷	南	無	應	黄	大	太	夾	姑	中	蕤			
水調			宮		商		呂角	律角		呂角	律角	徵		羽		變宮	羽		變宮

この「呂兼律」の調の音程配置を「呂調」と並置するならば、次のようになる。

呂調	宮		商		角		變徵	徵		羽		變宮
呂兼律	宮		商		呂角	律角		徵		羽		變宮

太字で示した如く、「呂調」の「変徵」のみを「律角」に変更したものが「呂兼律」であることが分かる。ちなみに「律調」の音程配置は、

律調	宮		商	嬰商		律角		徵		羽	嬰羽	
----	---	--	---	----	--	----	--	---	--	---	----	--

であり、この「律角」は「律調」の七声に属することが分かる（「呂調」にこの音はない）。故にここでは「呂調」にして「律調」を兼ねると述べているわけである。

またこの「呂兼律」の調は、次の如く中国の七声の「徵調式」と同一の音程配置である。

呂兼律	宮	商	角	徵	羽	變宮
徵調式	徵	羽	變宮	宮	商	角

「其実ハ唐の法也」と言える所以である。蛇足ながら西洋長音階とも一致する。

○已上半呂半律之曲 ここに示された「半呂半律之曲」で用いられる音程を、十二律呂上に展開する形で図示するならば、次のようになる。

太食	太	夾	姑	中	蕤	林	夷	南	無	応	黄	大	太	夾	姑	中	蕤
水調	宮		商	嬰商	呂角	律角	宮	商	嬰商	呂角	律角	反宮	徵		羽	嬰羽	反宮

ここに言う「半呂半律之曲」に所用の音程を「呂調」「律調」と並置するならば、次のようになる。

呂調	宮	商	角	變徵	羽	變宮
律調	宮	商	律角	徵	羽	嬰羽
半呂半律	宮	商	嬰商	呂角	律角	反宮

「呂調」と「律調」に用いる所の音程を合わせた形になっていることが分かる。

2・2「本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事」及び本条3「半呂半律の調といふ事」で言及した「律調」「羽調式」「呂調」「宮調式」「律兼呂」「商調子」「呂兼律」「徵調式」「半呂半律之曲」の音程を整理するならば次のようになる。

半呂半律	徵調式	呂兼律	商調式	律兼呂	宮調式	呂調	羽調式	律調
宮	徵	宮	商	宮	宮	宮	羽	宮
商	羽	商	角	商	商	商	變宮	商
嬰商							宮	嬰商
呂角	變宮	呂角	變徵	呂角	角	角		
律角	宮	律角	徵	律角			商	律角
					變徵	變徵		
徵	商	徵	羽	徵	徵	徵	角	徵
羽	角	羽	變宮	羽	羽	羽	變徵	羽
嬰羽			宮	嬰羽			徵	嬰羽
反宮	變徵	變宮			變宮	變宮		

【参考文献】

『平安朝の雅楽 古楽譜による唐楽曲の楽理的研究』遠藤徹著（東京堂出版二〇〇五）

4 律七聲塩梅の二声名両説の事 (第26葉表、第28葉表)

私云、七声にてハ塩梅の二声をさして
嬰羽嬰商と云是なり。人常にしるところなり。むかしは是を大原流と云なり。

又一説に音の位ハ違ひあれども律にてもやはり変宮変徵の名を立る、是を妙音院殿の御流といふ。則仁智要録三五要録

皆此説をもて注し給へり。是亦むかしより

楽堂の家に伝はりたる説なるべし。今の世には人この説を知らぬやうに成たり。なげかしき事也。本朝の古文書を見るに

は此両説を考てみるべし。

音律事曰「西園寺右大将実兼卿御撰正応二年九月十五日記文也」

大原声明師蓮入房流於律七声有異儀

云々。当流与彼流於声無差別、名之付様有相違。宮商徵羽四ヶ声者両流

存知无差別。角反宮反徵三ヶ声有子細也。蓮入房流律二ハ限五声、宮商角

徵羽之五音、全无反徵反宮之二音云云。然者以当流之角称彼流之商塩梅、

以当流之反徵称彼流之角、以当流之反宮称彼流之羽塩梅云云。此外呂七声并六

律六呂之所配、当流存知無差別云々。只至律七
声之名目有異儀也。

阿月問答「弘安十八年」実兼公御押紙云就阿月」
両通書条々不審事

仁智要録曰、平調律、右件調二七為宮、八中為商、
三并推タル八中為角、四九為變徵、一五十為徵、斗并

取六為羽、六并推タル斗為變宮。但宮商徵羽四声有

合相生法。角變徵變宮三声者一律下歟。何則

假令太簇為宮者須蕤賓為角、夷則則為變徵、

大呂為變宮也。而当調二絃為宮声当太簇、三

絃為角声当中呂、四九絃為變徵当林鍾、六絃為變

宮声当黃鍾、故知一律下也。」

如右者律調二變、正徵正宮ヨリ二律下タル事

云。其詞云其声勿論歟。但於当流者二變

并二箇声、雖不合相生法猶仮其名。自他流

之異儀只在此事歟。但妙音院於真実之御

内証者聊有子細。且粗見此譜然当時所用

箏并琵琶之譜。律調一律サガレルヲ三箇名

ヲ付「角并變宮變徵」。其上今一儀人遍不知之。仍

楚論自他流之異儀也。然与当流人尤有存知

不射他人難歟。

【校記】

※律七聲塩梅の二声名両説の事 本条題目、巻頭目録は「律七聲於塩梅二声名両説ある事」と記す。

※無差別 静嘉堂本・藝大本「无差別」に作る。国会図書館本「無」のくずし字の右下に朱墨で「無歟」の小字傍書あり。

【注】

○塩梅 ここで言う「塩梅」は「羽」に対して一律（半音）高い「嬰羽」、「商」に対して一律（半音）高い「嬰商」の如く、ある音を基準にして表記する音を言う。西洋音楽の変化記号に近い。『日本音楽大事典』には、

塩梅（えんばい） 箏篳で、同じ指づかいのまま、リードの加え方や息の吹入れ方を変えることによって音高を上下させる技巧をいう。同じ管楽器でも能管の場合は、指を素早く動かして旋律に装飾をつけることをいう。ただし、差し指との区別はややあいまいである。声明の音階理論では、五音に対して付随的あるいは派生的に用いられる音をいい、実演上では、フレーズ冒頭のポルタメントの立上りなどをこの語で呼ぶ。

とある。

○大原流 後の『音律事』に言う「大原声明師蓮入房」の流儀を言う。詳細は以下の注参照。蓮入房は『声明用心集』の撰者湛智の号。

○妙音院殿の御流 妙音院殿は藤原師長を言う。その流儀について詳細は以下の注参照。

○仁智要録 雅楽箏楽譜、藤原師長撰、十二卷。

○三五要録 雅楽琵琶譜、藤原師長撰、十八卷。

○音律事 西園寺実兼抄出「音律事「愚抄」を言う。その「一 大原声明師蓮入房流於律七声有異儀云云」の条に次のようにある。

当流与彼流於声無差別、名之付様有相違。宮商徵羽四箇之声者、両流存知無差別。角变宮变徵三箇之声、有子細也。蓮入房流律二ハ限宮商角徵羽之五音。全無变徵变宮之二音云云。然者以当流之角称彼流之商塩梅、以当流之变徵称彼流之角、以当流之变宮称彼流之羽塩梅云云。此外呂七声并六律六呂之所配、当流存知無差別云云。只至律七声之名目有異儀也。

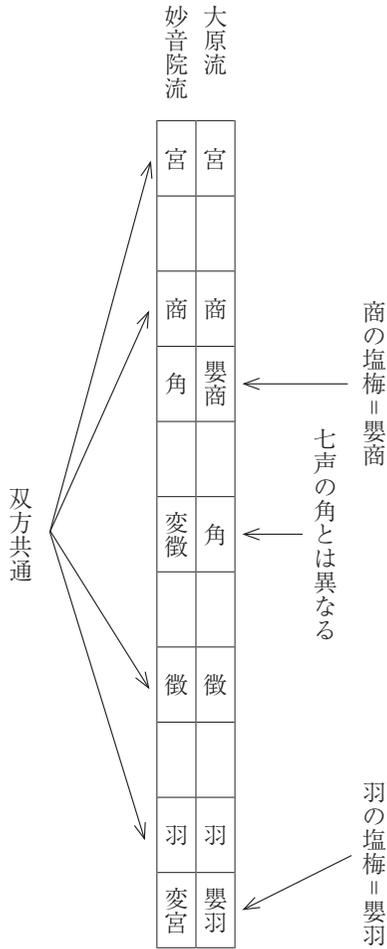
○当流与彼流 「当流与彼流於声無差別、名之付様有差異」以下に述べる所を整理するに、以下のようになる。ここでは『音律事』所引の蓮入房（湛智）の説を以て通常用いられる「律調」の七声の名称とし、藤原師長の説がこれとどのように異なるかを述べている。両者の違いは名称のみであり、音程の違いは存在しない。「律調」の七声の名称を両者並置すると、

大原流		律調	
宮	宮		
商	商		
角	嬰商		
變徵	角		
徵	徵		
羽	羽		
變宮	嬰羽		

となる。本文引く所の『音律事』の「宮商徵羽四ヶ声者兩流存知无差別」は、このように「宮」「商」「徵」「羽」の四声の名称が両者で共通であることを言っている。また同じく『音律事』の「角・反宮・反徵三ヶ声有子細也」は、妙音院流に言う「角」「變徵」「變宮」の三声に於いて、両者の名称が異なることを言っている。

○蓮入房流律ニハ 『音律事』にて実兼の言う「蓮入房流律ニハ限宮商角徵羽之五音。全無變徵變宮之二音」とは、大原流では「宮」「商」「角」「徵」「羽」の名称のみ用い、他の二声は「嬰」を付して用いること、「變徵」「變宮」の名称は用いないことを言う。一方同じく実兼の言う「然者以当流之角称彼流之商塩梅、以当流之變徵称彼流之角、以当流之變宮称彼流之羽塩梅」とは、妙音院流に言う「角」は大原流の「商の塩梅」即ち「嬰商」に、妙音院流に言う「變徵」は大原流の「角」に、妙音院流に言う「變宮」は大原流の「羽の塩梅」即ち「嬰羽」に、それぞれ相当することを言う。

これを要するに、両者の違いは中国の七声とは異なる「律調」の音程に対して新たな名称（「嬰商」「嬰羽」）を与えるか（但し「角」は中国の七声とは異なる音程に転用）、或いは中国の七声の名称をそのまま用いて「律調」の音程に順番に当てはめるかにあると言える。



また「此外呂七声并六律六呂之所配、当流存知無差別云云。只至律七声之名目有異儀也」とある如く、この名称の差異があるのは「律調」のみであり、「呂調」の七声に於いては両者の名称に差異はない。

○阿月問答 西園寺実兼撰『音律事「阿月注進 西園寺殿難破」』（弘安十八）を言う。その「御押紙」とそれに続く本文に次のようにある。

阿書二卷。都合十一枚「已上」 「已上十一枚毎統目裏在御半判。今写草子之間不示其所矣」

就阿月両通書条不審事
今号阿書

○仁智要録 藤原師長撰の雅楽箏譜。その第二「調子品」の「平調」に次のようにある（ここでは書陵部所藏天明元年写本によった）。

右件調二七為為宮、八巾為商、三并推八巾為角、四九為變徵、一五十為徵、斗并取六為羽、六并推斗為變宮。但宮商徵羽四声者、合相生法。角變徵變宮三声者、一律下歟。何則假令大簇為宮、須蕤賓為角、夷則為變宮、大呂為變宮也。而當調二絃為宮声、当大簇。三絃為角声、当中呂。四九絃為變宮声、当林鍾。六絃為變宮、当黃鍾。故知一律下也。

ここに言うところは、次の如くである。『仁智要録』の述べる三つの事項を整理するならば、次のようになる。

箏の「平調（律調）」の調絃「二七為為宮、八巾為商」（中略）：斗并取六為羽、六并推タル斗為變宮」：①

七声（宮調式）の「宮」「角」「變徵」「變宮」の十二律呂上の配置「假令大簇為宮者須蕤賓為角、夷則則為變徵、大呂為變宮也」：②、

「当調（平調）」における「宮」「角」「變徵」「變宮」それぞれの十二律呂上の配置「当調二絃為宮声当大簇、三絃為角声当中呂、四九絃為變徵

当林鍾、六絃為變宮声当黃鍾」：③

②の述べる「宮調式」の四声、①及び③から得られる箏の絃と「平調」の四声を、それぞれ十二律呂に対応させて並置するならば、

十二律呂		黃鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	中呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾
②			變宮	宮			角		變徵				
箏の絃		六		二			三		四九				
①及③		變宮		宮			角		變徵				

となる。ここから明らかなように、①及び③の「平調＝律調」の「變宮」「角」「變徵」は、それぞれ②の「宮調式」の「變宮」「角」「變徵」よりも一律（半音）低い。「故知一律下也」と言う所以である。

○如右者律調二変 ここに言うところは、妙音院流の「変徵」「変宮」は中国の七声の「徵＝正徵」「宮＝正宮」より二律低いということ。これを図示するならば、

七声	宮	商	角	變徵	徵	羽	變宮
大原流	宮	商	嬰商	角	徵	羽	嬰羽
妙音院流	宮	商	角	變徵	徵	羽	變宮

となる。七声の「変徵」と「変宮」は「徵」と「宮」に対してそれぞれ一律低いのだが、妙音院流ではさらに一律低い音に対して同じ「変徵」「変宮」の名称を宛てている。故に太字で示した如く、「徵」と「宮」に対しては二律低いことになる。

また2-2「本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事」の「本朝にて律音と云は」の注で触れたように、「宮」「商」「徵」「羽」の四つは三分損益により生成するが、大原流に言う「嬰商」「角」「嬰羽」の三つは三分損益の生成順から外れる。この三つの名称は生成順から外れる音に仮に用いたものであり、この点が他の流儀（妙音院流）との違いであると、季良は述べる。

○但妙音院於真実之御内証者 妙音院流に言う「角」「變宮」「變徵」は、名称は同じでも七声の「宮調」の「角」「變宮」「變徵」より一律低い。季良自身が「仁智要録三五要録皆此説をもて注し給へり」と述べる如く、また右の『仁智要録』の注で見た如く、『仁智要録』はこの「妙音院流」を用いている。他の箏や琵琶の古譜も同様に「妙音院流」を用いたものが多いが、そのことをわきまえないと調の理解を誤る可能性がある。江戸時代には妙音院流の呼び名は実際上用いられていない。季良は、同時代の人々がこれを理解しないままに他人を難ずることを戒めているのである。

【参考文献】

- 『日本音楽大事典』平野健次、上参郷祐康、蒲生郷昭監修（平凡社一九八九）
- 『音律事 愚抄』西園寺実兼抄出（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所、春秋社一九九九）
- 『音律事 阿月注進 西園寺殿難破』西園寺実兼撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所、春秋社一九九九）
- 『仁智要録』藤原師長撰（書陵部蔵、天明元年藤原貞慎等写、鷹593、国文学研究資料館デジタル画像による）

『仁智要録』 藤原師長撰
(書陵部蔵、江戸中期写、伏見、卷一(一)一存、卷二二缺、国文学研究資料館デジタル画像による)